

大竹市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

令和 5 年 3 月改訂

大竹市

目 次

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 計画の背景と目的及び位置づけ | 1 |
| | (1) 計画の背景と目的 | |
| | (2) 計画の位置づけ | |
| 2 | 大竹市の現状と課題 | 4 |
| | (1) 人口の現状と課題 | |
| | (2) 財政の現状と課題 | |
| | (3) 公共施設等の現状と課題 | |
| | (4) 公共施設等の更新費用の見通し | |
| | (5) 公共施設等の更新に必要な一般財源の見込み | |
| 3 | 公共施設等の管理に関する基本方針 | 23 |
| | (1) 現状や課題の整理 | |
| | (2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 | |
| | (3) 数値目標の設定 | |
| 4 | 施設類型別の管理に関する基本方針 | 30 |
| | (1) 公共施設 | |
| | (2) インフラ施設 | |
| 5 | 公共施設等のマネジメント | 38 |
| | (1) 推進体制 | |
| | (2) 計画の進行管理 | |
| | (3) 情報の管理・共有 | |
| | (4) フォローアップの実施方針 | |
| | 参考資料 | 40 |

1 計画の背景と目的及び位置づけ

(1) 計画の背景と目的

本市では、昭和29年の町村合併による市制施行以来、人口増加に伴う行政需要や市民ニーズの高まりを背景に、学校、公民館、市営住宅などの公共施設や道路、上下水道などのインフラを整備してきました。

しかし、多くは昭和30年代～50年代の高度経済成長期に建設され、これらの施設は築年数の経過による老朽化で、改築や大規模な改修が必要な時期を迎え、近い将来多くの財政負担が必要となってきます。

一方、本市の人口は昭和50年の38,457人をピークに減少傾向にあり、平成27年の国勢調査では27,865人となっており、人口減少、少子化、高齢化、市民ニーズの変化により、施設の利用需要など、公共施設を取り巻く環境は大きく変化しています。

また財政面においては、人口減少や少子化、高齢化の進行は社会保障関係経費の増加や税収などの減少を招く懸念があります。本市は、大願寺地区造成事業による多額の債務を抱える土地造成特別会計の経営健全化のために毎年度一般会計から多額の支援を行っており、これ以上歳出に充てる一般財源ⁱを増やすのは困難な状況にあります。このため、公共施設等ⁱⁱへの投資、維持管理ⁱⁱⁱ・更新^{iv}にあたっては、これまでの考え方を大きく転換させる必要があります。

以上のことから、全ての公共施設等を対象に、公共施設等の現状と将来見通しを踏まえて、将来の世代に過大な負担を残さない公共施設等の最適な配置を実現する「大竹市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の総合的な管理運営を推進します。この計画により、公共施設等の保有や維持管理、大規模改修、建替えなどに対しては、中長期的な視点から計画的・効果的に推進し、財政負担を軽減・平準化します。

ⁱ 一般財源…用途を特定されない収入をいう。具体的には、市税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税など。

ⁱⁱ 公共施設等…公共施設、公用施設その他の市が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、下水処理場等）等も含む包括的な概念。

ⁱⁱⁱ 維持管理…施設、設備、構造物の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などをいう。

^{iv} 更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。

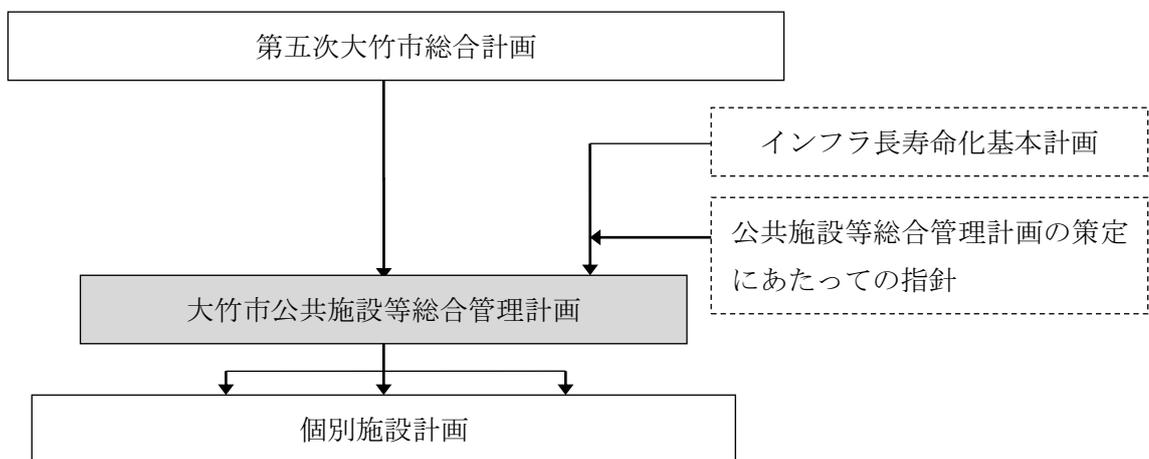
(2) 計画の位置づけ

国は、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しています。

また、平成26年4月には「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を出し、全ての公共施設等を対象に、10年以上の長期的な視点から、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置を実現するための総合管理計画を、平成28年度までに策定するよう要請がありました。

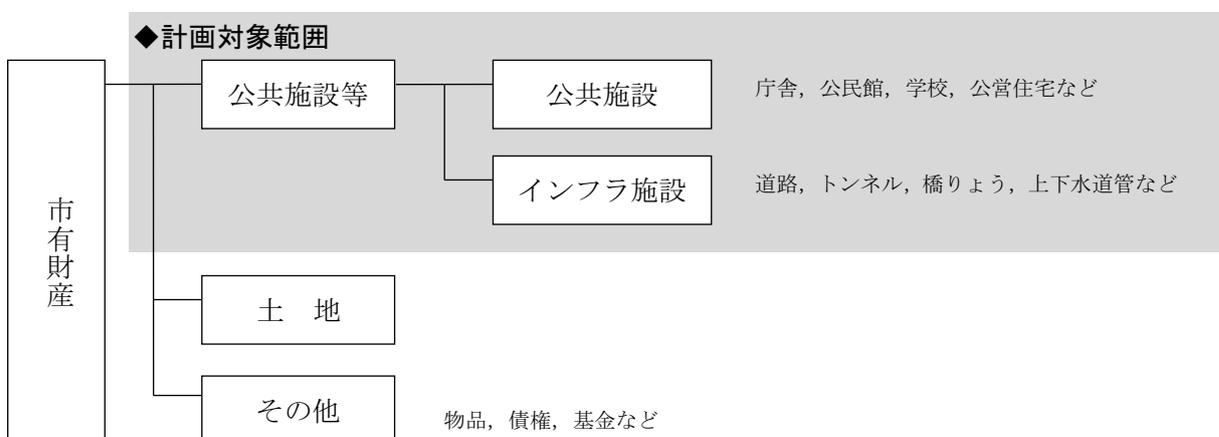
計画はそれら及び「第五次大竹市総合計画」で定める本市の将来像を踏まえて策定し、既存の個別施設計画や関連する計画との整合を図るものとします。

今後、管理に関する具体的な実施計画（個別施設計画）を定める場合には、計画に定める方針に則したものとします。



1) 計画対象施設の範囲

市有財産のうち公共施設及びインフラ施設を対象とします。



2) 計画対象施設の分類

計画における公共施設等の施設類型は、以下のとおり分類します。

| 施設区分 | 会計区分 | 大分類 | 中分類 | 施設例 |
|---------|-------------------|---------|----------------------|-------------------------------|
| 公共施設 | 普通会計 ^v | 行政施設 | 庁舎 | 市役所庁舎, 市役所車庫など |
| | | | 消防施設 | 消防庁舎, 消防屯所など |
| | | 自治振興施設 | 集会施設 | コミュニティサロン, 集会所 |
| | | | その他自治振興施設 | 玖波駅西口駅舎 |
| | | 医療・福祉施設 | 社会福祉施設 | 総合福祉センター, (仮称)地域福祉会館(改修中) |
| | | | 高齢者福祉施設 | ゆうあいの里 |
| | | | 児童福祉施設 | 保育所, 児童館, 放課後児童クラブ, 子育て支援センター |
| | | | 医療施設 | 診療所, 診療所医師官舎 |
| | | 環境衛生施設 | 斎場 | 斎場 |
| | | | ごみ処理施設 | ごみ固形燃料施設工場棟, ごみ固形燃料施設管理棟など |
| | | | し尿処理施設 | し尿処理場 |
| | | | 不燃物処理資源化施設 | 不燃物処理資源化施設 |
| | | | その他環境衛生施設 | 蛇喰磐公衆トイレ |
| | | 産業振興施設 | 産業施設 | 農林振興センター, マロンの里交流館 |
| | | | 観光施設 | 三倉岳県立自然公園管理棟, 三倉岳県立自然公園休憩所 |
| | | 公園 | 公園施設 | 晴海臨海公園管理棟, 亀居公園ステージなど |
| | | 市営住宅 | 市営住宅 | 小方アパート, 白石アパートなど |
| | 学校教育施設 | 学校 | 小学校, 中学校 | |
| | | その他教育施設 | 給食センター, 小学校教員住宅 | |
| | 生涯学習施設 | 社会教育施設 | 総合市民会館, 大竹会館, 図書館など | |
| | | スポーツ施設 | 総合体育館など | |
| | その他 | その他 | 旧公害監視センター, 旧穂仁原小学校など | |
| | 公営企業会計 | 上下水道施設 | 上水道施設 | 水道局庁舎, ポンプ場など |
| 工業用水道施設 | | | 取水施設, ポンプ場など | |
| 下水道施設 | | | 下水処理場, ポンプ場など | |
| インフラ施設 | 普通会計 | 道路・橋りょう | 道路 | 道路・農道・林道 |
| | | | 橋りょう | 橋りょう |
| | | | トンネル | 玖波隧道 |
| | | 河川 | 河川 | 準用河川, 普通河川, 樋門など |
| | | 砂防 | 急傾斜地崩壊防止対策施設 | 擁壁, 法枠など |
| | | 公園 | 公園 | 都市公園など |
| | 漁港 | 漁港 | 防波堤, 防砂堤, 棧橋など | |
| | 公営企業会計 | 上下水道施設 | 上水道 | 上水道管 |
| | | | 工業用水道 | 工業用水道管 |
| | | | 下水道 | 下水道管 |

3) 計画対象期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 57 年度までの 30 年間とし、今後、関連計画や社会情勢などに変化があった場合は適宜見直しを行うものとします。

^v 普通会計…公営企業会計のほか、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計などの公営事業会計以外の一切の会計をいい、地方公共団体の一般会計と公営事業会計を除いた各種の特別会計を合計して、一つの会計を想定したもの。

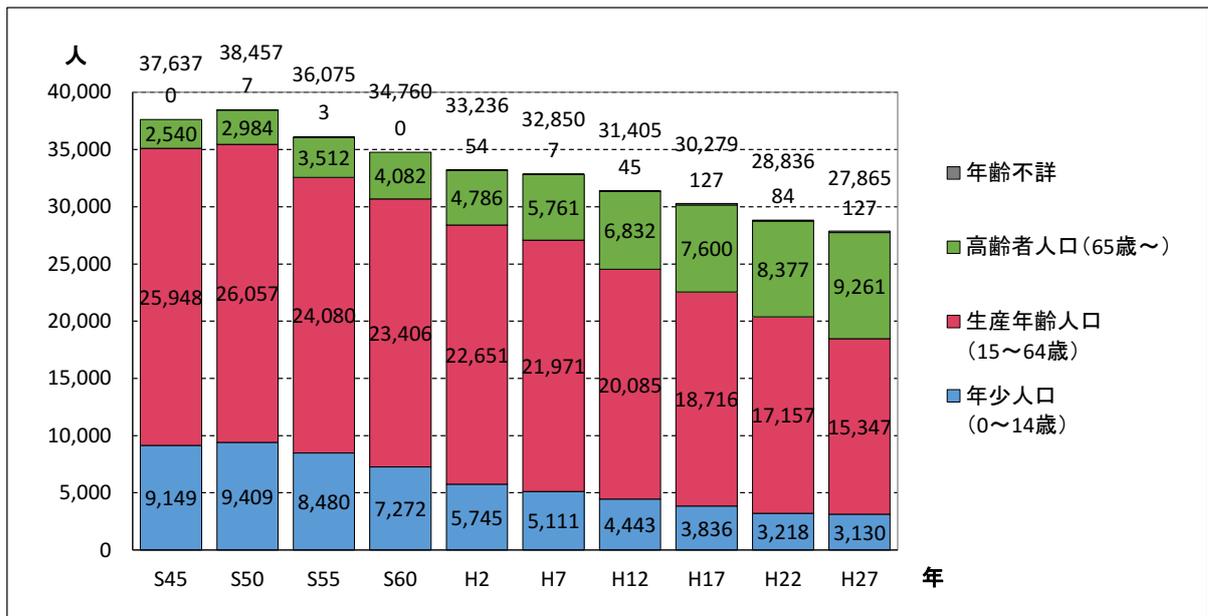
2 大竹市の現状と課題

(1) 人口の現状と課題

1) 人口の動向

- 本市の総人口は、昭和50年の38,457人をピークに年々減少しており、平成27年の国勢調査では27,865人にまで減少しています。
- 平成27年度の年齢3区分別人口を見ると、年少人口は3,130人(11.2%)、生産年齢人口は15,347人(55.1%)、高齢者人口は9,261人(33.2%)で、広島県の平均と比べて、年少人口の割合は約2.2ポイント、生産年齢人口の割合は約4.0ポイント低く、一方で、高齢者人口の割合は約5.7ポイント高くなっています。
- 年少人口の割合は低下傾向です。
- 生産年齢人口の割合は年々低下しています。
- 高齢者人口の割合は上昇しています。

人口の推移



資料：国勢調査

平成27年 広島県年齢3区分人口割合

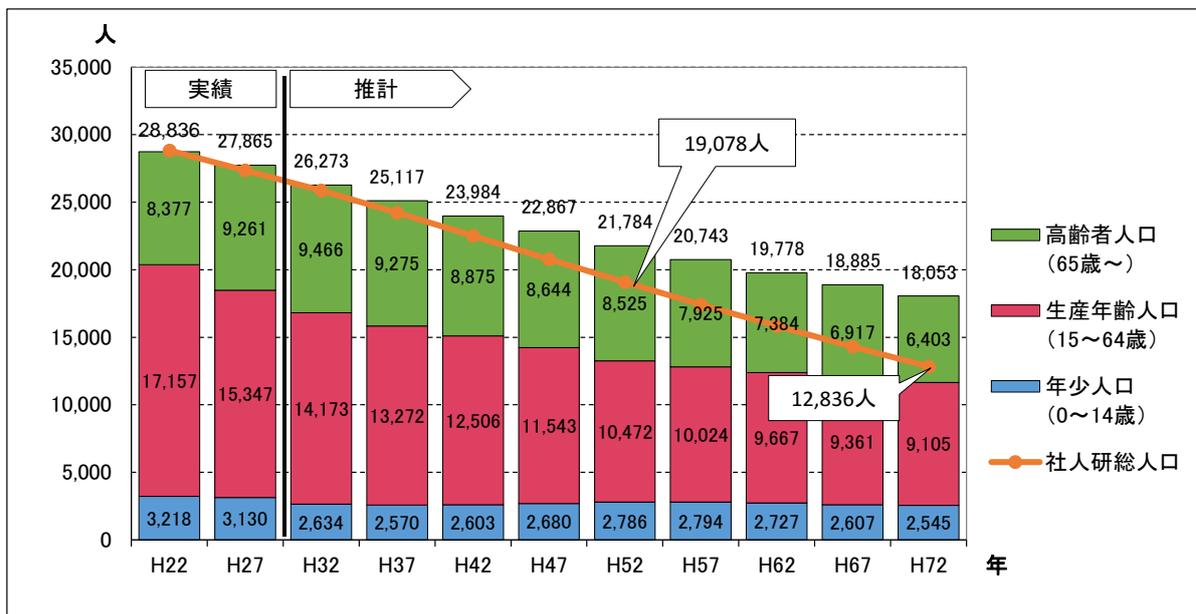
| | 人口割合 |
|--------|-------|
| 年少人口 | 13.4% |
| 生産年齢人口 | 59.1% |
| 高齢者人口 | 27.5% |

資料：国勢調査

2) 将来人口の見通し

- 本市の将来人口は、平成 22 年の国勢調査を基に推計された国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」において、平成 52 年には平成 27 年に行われた国勢調査時の 27,865 人から 3 割余り減少した 19,078 人と予測されています。
- 本市では平成 27 年度に「大竹市人口ビジョン」を策定し、さまざまな施策によって人口減少に歯止めをかけ、平成 52 年度において 21,784 人、計画最終年度の平成 57 年度においては 20,743 人の人口を維持しようとしています。

将来人口の推計



資料：大竹市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）、実績は国勢調査

(2) 財政の現状と課題

1) 歳入

- 過去10年間の歳入は、110～150億円で推移しています。
- 市税は平成21年度の62億円をピークに減少傾向にあります。
- 一般財源は歳入全体の約5割を占めています。

歳入の推移（普通会計決算）



資料：地方財政状況調査

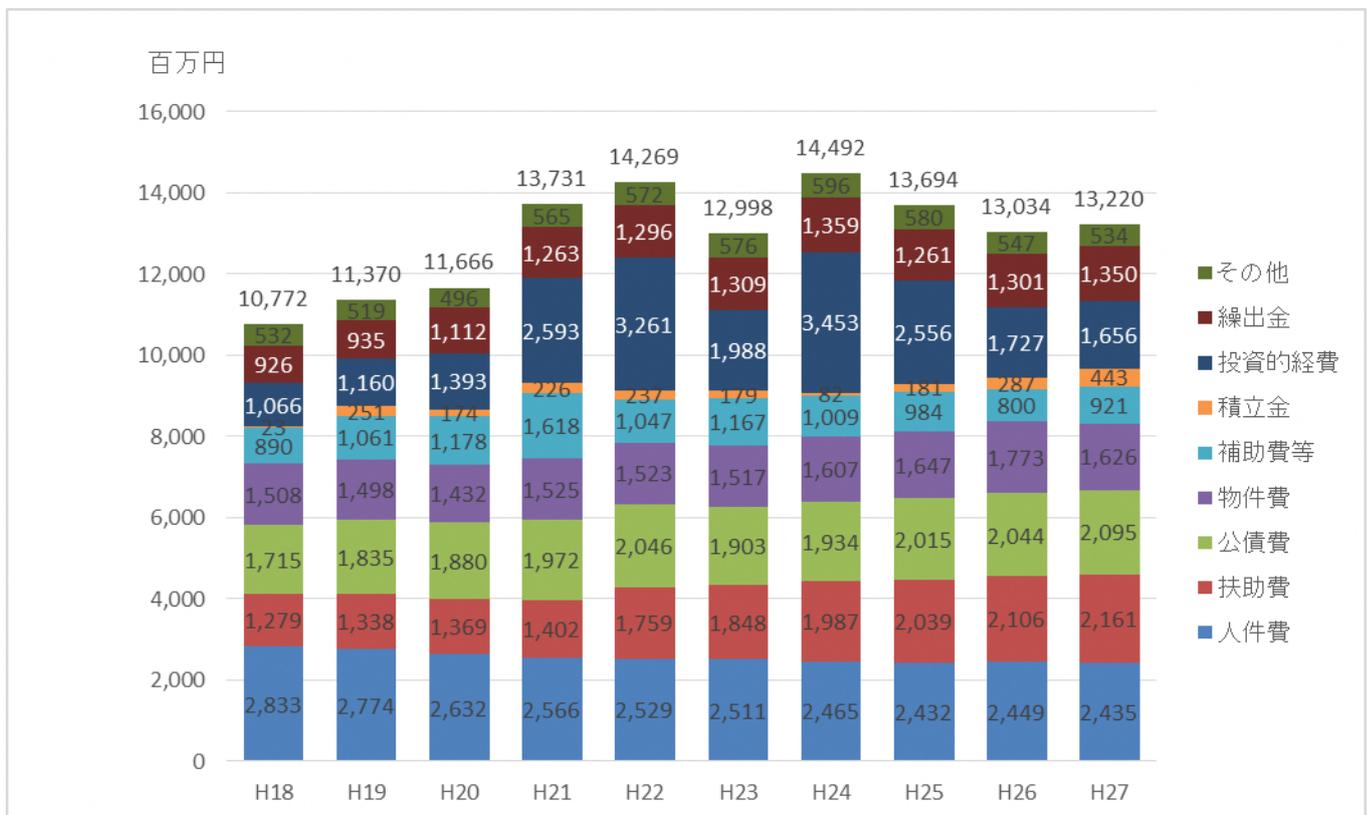
一般財源

| | | |
|--------|---|----------------------------|
| 市税 | ： | 市民税や固定資産税など |
| 地方譲与税等 | ： | 国や県が徴収した税の一部が一定割合で交付されるお金 |
| 地方交付税 | ： | 市の財政力などに応じて国から交付されるお金 |
| 国県支出金 | ： | 特定の目的のために国や県から交付されるお金 |
| 繰入金 | ： | 財政調整基金繰入金，特定目的基金繰入金など |
| 市の債 | ： | 大きな事業を行うために国や金融機関から借り入れたお金 |
| その他 | ： | 使用料，財産収入など |

2) 歳出

- 過去10年間の歳出は、110～140億円程度で推移しています。
- 人件費は、職員数の減により10年間で約4億円減少しています。
- 扶助費は、社会保障関係経費の増などにより10年間で約9億円増加しています。
- 公債費は、市債残高の増により10年間で約4億円増加しています。
- 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）は増加傾向にあり、今後の投資的経費の確保に課題が残ります。

歳出の推移（普通会計決算）



資料：地方財政状況調査

| | |
|-------|---|
| 人件費 | 市役所で働く人の給与や報酬など |
| 扶助費 | 生活困窮者、高齢者、児童、障害者に対して行っている支援に要する経費 |
| 公債費 | 過去の借入金の返済金 |
| 物件費 | 賃金、旅費、委託料など消費的性質の経費 |
| 補助費等 | 他の地方公共団体や民間に対して、行政上の目的により交付する現金的給付に係る経費 |
| 積立金 | 財政運営を計画的に行うため、財政変動に備えて基金に積み立てるための経費 |
| 投資的経費 | 道路や公共施設を新增設するための経費や災害復旧工事などの経費 |
| 繰出金 | 会計間や基金との間で相互に資金運用するための経費 |
| その他 | 投資及び出資金、貸付金など |

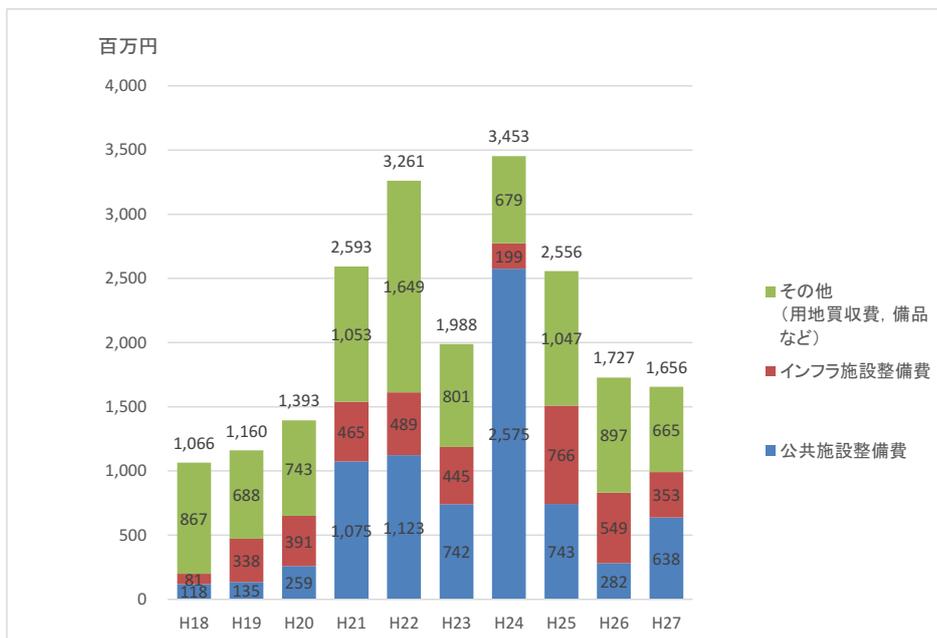
義務的経費

支出が義務付けられた経費。
義務的経費の割合が増えると、その分投資的経費など他の経費に回せるお金が少なくなり、財政の硬直化が進むことになる。

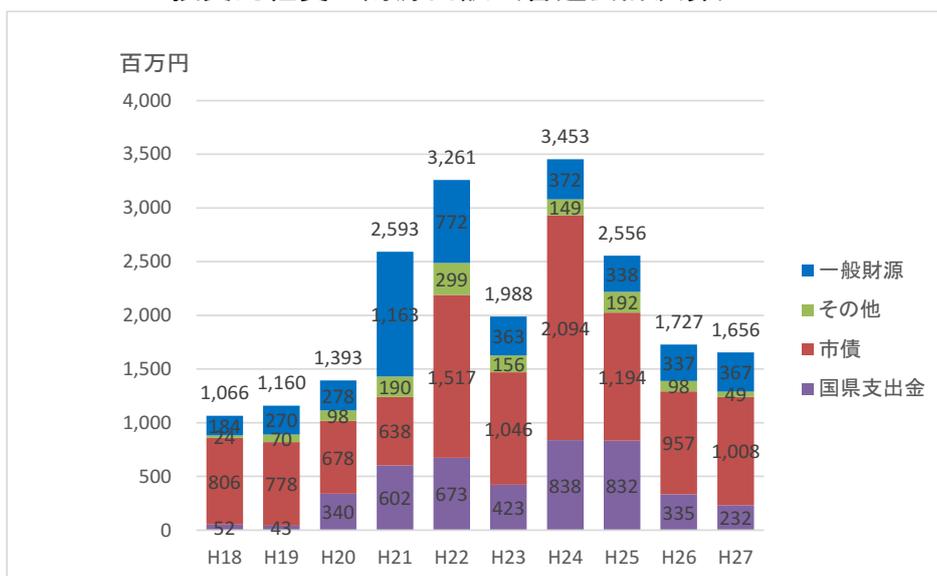
3) 投資的経費

- 公共施設整備費は、平成 21, 22 年度に大竹小学校改築工事，平成 23～25 年度に小方小・中学校移転改築工事，平成 27 年度に玖波小学校改築工事を実施しているため，年度によって大きく増減しています。
- インフラ施設（道路・橋りょう・河川・砂防・公園・漁港）整備費は，3～5 億円で推移し，1 年あたりの平均整備費は約 4 億円となっています。
- 投資的経費の財源は，市債が 5 割以上を占め，一般財源が約 2 割を占めています。

投資的経費の推移（普通会計決算）



投資的経費の財源内訳（普通会計決算）

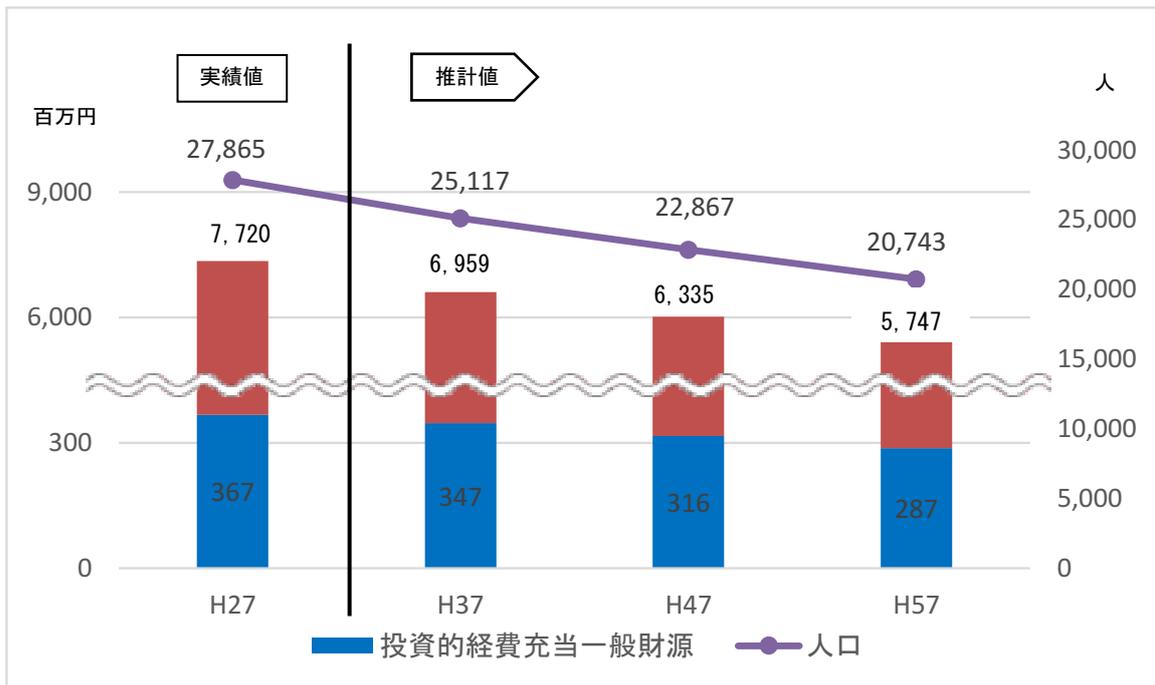


資料：地方財政状況調査

4) 一般財源の見通し

- 平成 27 年度の一般財源総額は約 77 億円となっています。
- このうち、投資的経費に充当した一般財源は約 4 億円です。
- 今後、人口減少に伴い一般財源総額は減少する見込みで、平成 27 年度の人口一人当たり一般財源から推計した結果、平成 57 年度には約 57 億円となる見込みです。

一般財源の見通し



資料：地方財政状況調査

(3) 公共施設等の現状と課題

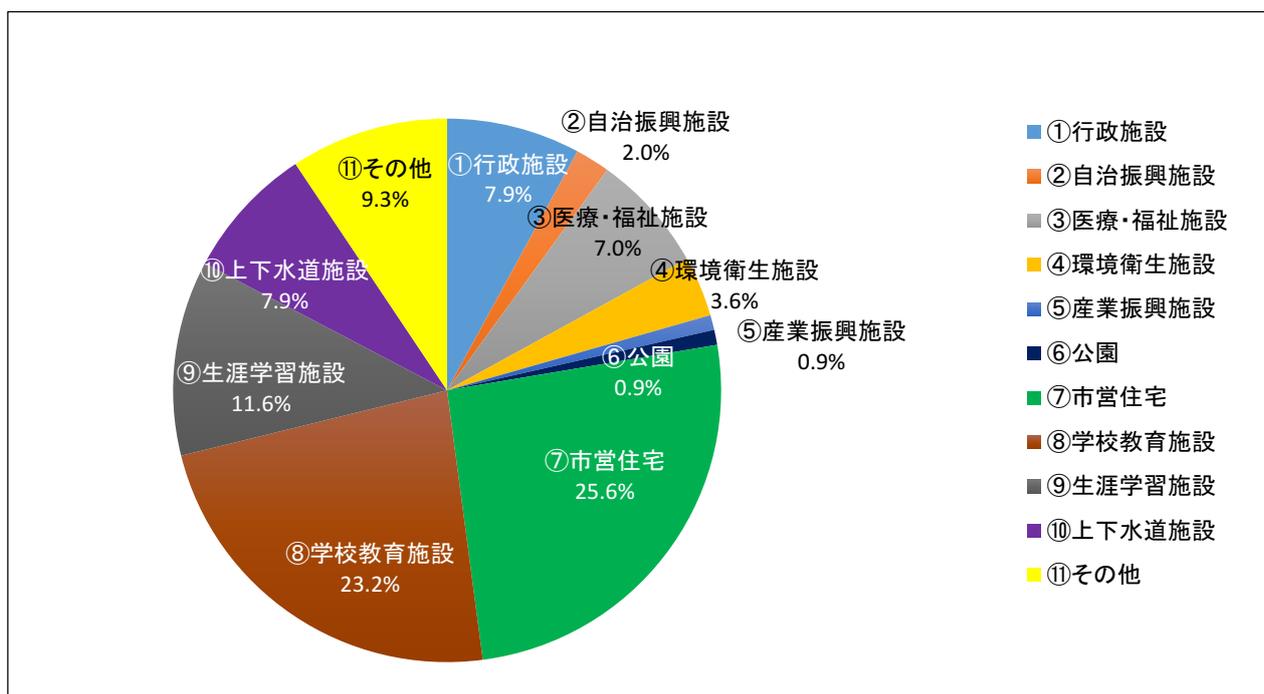
1) 公共施設の保有状況

本市が保有する公共施設の延床面積合計は、平成27年度末時点で約17.5万㎡となっています。

① 施設類型別延床面積

用途別にみると、市営住宅が25.6%、学校教育施設が23.2%で全体の約50%を占めています。

施設類型別延床面積



| 対象施設 | 総延床面積 | 割合 |
|----------|---------------------------|--------|
| ①行政施設 | 13,841.95 m ² | 7.9% |
| ②自治振興施設 | 3,584.42 m ² | 2.0% |
| ③医療・福祉施設 | 12,341.38 m ² | 7.0% |
| ④環境衛生施設 | 6,255.02 m ² | 3.6% |
| ⑤産業振興施設 | 1,557.38 m ² | 0.9% |
| ⑥公園 | 1,569.49 m ² | 0.9% |
| ⑦市営住宅 | 44,902.38 m ² | 25.6% |
| ⑧学校教育施設 | 40,719.42 m ² | 23.2% |
| ⑨生涯学習施設 | 20,361.74 m ² | 11.6% |
| ⑩上下水道施設 | 13,907.57 m ² | 7.9% |
| ⑪その他 | 16,366.50 m ² | 9.3% |
| 合計 | 175,407.25 m ² | 100.0% |

資料：固定資産台帳（平成28年3月末時点）

② 他自治体との延床面積の比較

- 本市が保有する公共施設の市民一人当たり延床面積は6.29㎡となっており、人口規模が類似し平成の合併をしていない近隣類似自治体の住民一人当たり延床面積約4.21㎡の約1.5倍となっています。
- また、総面積から山林及び湖沼面積を差し引いた可住地面積当たりの延床面積は87.40㎡となっており、近隣類似自治体平均42.05㎡の約2倍となっています。
- 県内市の可住地面積当たりの延床面積の比較では、県平均値の約1.6倍となっています。

近隣類似自治体比較

| 都道府県 | 市区町村 | 面積 *1 | 人口 *2 | 公共施設 延床面積 *3 | 可住地面積 *4 | 1人当たり 延床面積 | 可住地面積 当たり延床面積 |
|---|------|----------------------|---------|-----------------------|-------------|-----------------------|--------------------------|
| 広島県 | 海田町 | 13.8km ² | 28,667人 | 79,849m ² | 721ha | 2.79m ² /人 | 110.75m ² /ha |
| 広島県 | 坂町 | 15.7km ² | 12,747人 | 51,959m ² | 786ha | 4.08m ² /人 | 66.11m ² /ha |
| 山口県 | 平生町 | 34.6km ² | 12,798人 | 51,015m ² | 2,053ha | 3.99m ² /人 | 24.85m ² /ha |
| 山口県 | 田布施町 | 50.4km ² | 15,317人 | 64,617m ² | 2,481ha | 4.22m ² /人 | 26.04m ² /ha |
| 広島県 | 大竹市 | 78.7km ² | 27,865人 | 175,407m ² | 2,007ha | 6.29m ² /人 | 87.40m ² /ha |
| 広島県 | 竹原市 | 118.2km ² | 26,426人 | 156,075m ² | 3,556ha | 5.91m ² /人 | 43.89m ² /ha |
| 近隣類似（上記5自治体）自治体平均 | | | | | | 4.21m ² /人 | 42.05m ² /ha |
| 全国類似規模（人口15,000人～35,000人）自治体平均（203自治体） *2 | | | | | | 5.38m ² /人 | - |

広島県全市比較

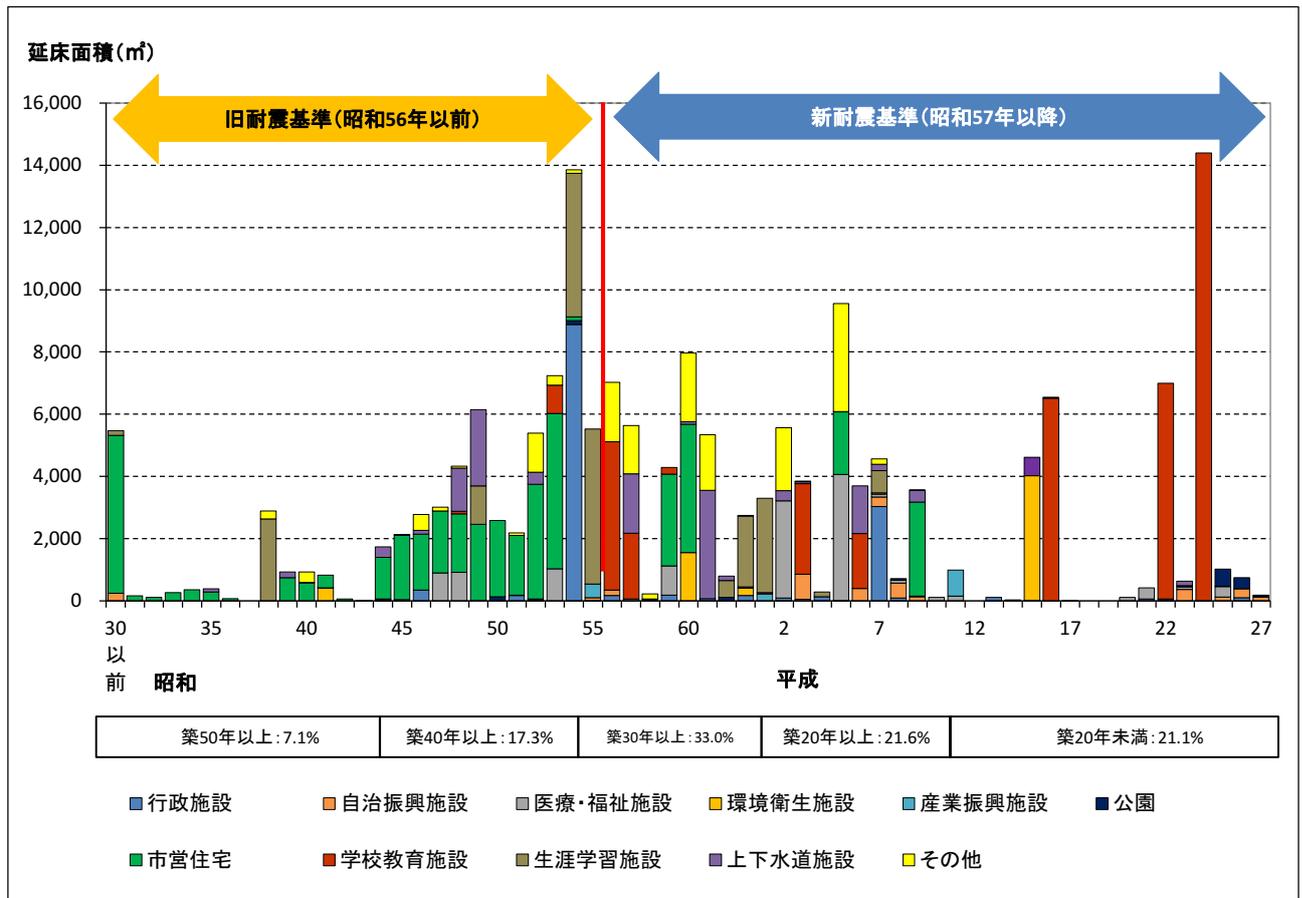
| 都道府県 | 市区町村 | 面積 *1 | 人口 *2 | 公共施設 延床面積 *3 | 可住地面積 *4 | 1人当たり 延床面積 | 可住地面積 当たり延床面積 |
|------------------|-------|------------------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|--------------------------|
| 広島県 | 広島市 | 906.5km ² | 1,194,034人 | 3,868,569m ² | 29,282ha | 3.24m ² /人 | 132.11m ² /ha |
| 広島県 | 呉市 | 352.8km ² | 228,552人 | 1,097,618m ² | 15,617ha | 4.80m ² /人 | 70.28m ² /ha |
| 広島県 | 竹原市 | 118.2km ² | 26,426人 | 156,075m ² | 3,556ha | 5.91m ² /人 | 43.89m ² /ha |
| 広島県 | 三原市 | 471.6km ² | 96,194人 | 472,764m ² | 15,574ha | 4.91m ² /人 | 30.36m ² /ha |
| 広島県 | 尾道市 | 285.1km ² | 138,626人 | 690,292m ² | 14,016ha | 4.98m ² /人 | 49.25m ² /ha |
| 広島県 | 福山市 | 518.1km ² | 464,811人 | 1,393,255m ² | 25,496ha | 3.00m ² /人 | 54.65m ² /ha |
| 広島県 | 府中市 | 195.8km ² | 40,069人 | 247,000m ² | 4,403ha | 6.16m ² /人 | 56.10m ² /ha |
| 広島県 | 三次市 | 778.1km ² | 53,615人 | 441,943m ² | 18,490ha | 8.24m ² /人 | 23.90m ² /ha |
| 広島県 | 庄原市 | 1,246.5km ² | 37,000人 | 367,957m ² | 18,583ha | 9.94m ² /人 | 19.80m ² /ha |
| 広島県 | 大竹市 | 78.7km ² | 27,865人 | 175,407m ² | 2,007ha | 6.29m ² /人 | 87.40m ² /ha |
| 広島県 | 東広島市 | 365.2km ² | 192,907人 | 533,330m ² | 23,086ha | 2.76m ² /人 | 23.10m ² /ha |
| 広島県 | 廿日市市 | 489.5km ² | 114,906人 | 507,526m ² | 7,041ha | 4.42m ² /人 | 72.08m ² /ha |
| 広島県 | 安芸高田市 | 537.8km ² | 29,488人 | 303,367m ² | 10,980ha | 10.29m ² /人 | 27.63m ² /ha |
| 広島県 | 江田島市 | 100.7km ² | 24,339人 | 234,757m ² | 4,395ha | 9.65m ² /人 | 53.41m ² /ha |
| 広島県内市（上記14自治体）平均 | | | | | | 3.93m ² /人 | 54.49m ² /ha |

- 資料：*1. 国土交通省 国土地理院「平成27年面積」
 *2. 国勢調査人口（平成27年）
 *3. 「自治体別人口・公共施設延床面積リスト」（東洋大学）
 但し、海田町は「公共施設等総合管理計画」より
 *4. 総務省統計局ホームページより

③ 建築年別整備状況

- 昭和 40 年代後半から昭和 60 年代に多くの施設が整備されています。
- 近年は主に学校教育施設が整備されています。
- 全施設のうち、建築後 30 年以上経過した施設の割合は約 57%、50 年以上経過した施設が約 7% あります。

建築年別整備状況



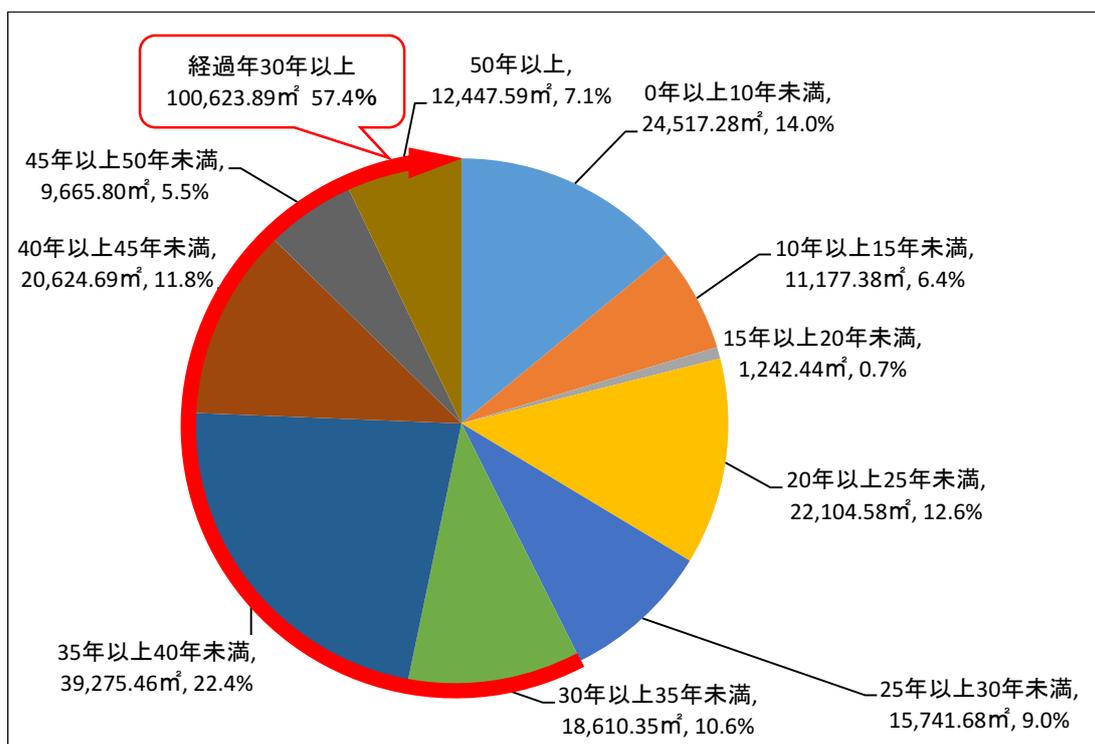
資料：固定資産台帳（平成 28 年 3 月末時点）

2) 公共施設の老朽化の状況

① 建築経過年別の保有状況

- 建築経過年別の総延床面積をみると、公共施設全体の約5割が一般的に大規模改修を必要とする期間である30年を経過していることが分かります。

建築年別整備状況



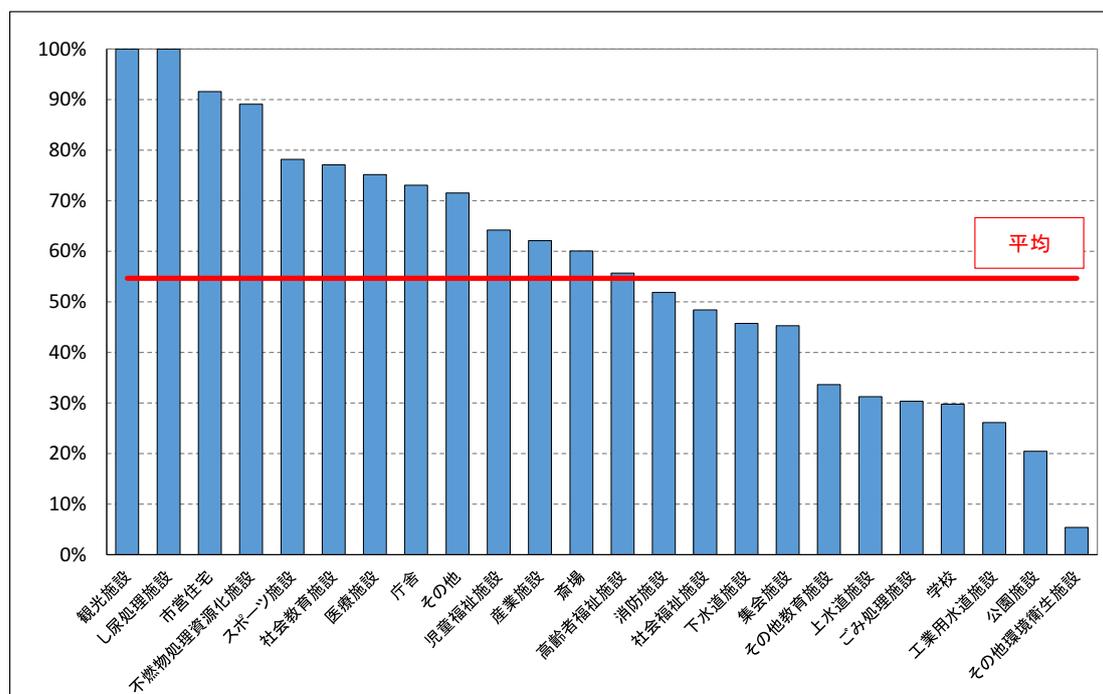
| 建築経過年 | 施設数 | 総延床面積 | 割合 |
|------------|-----|-------------|--------|
| 0年以上10年未満 | 48 | 24,517.28㎡ | 14.0% |
| 10年以上15年未満 | 12 | 11,177.38㎡ | 6.4% |
| 15年以上20年未満 | 8 | 1,242.44㎡ | 0.7% |
| 20年以上25年未満 | 41 | 22,104.58㎡ | 12.6% |
| 25年以上30年未満 | 33 | 15,741.68㎡ | 9.0% |
| 30年以上35年未満 | 32 | 18,610.35㎡ | 10.6% |
| 35年以上40年未満 | 59 | 39,275.46㎡ | 22.4% |
| 40年以上45年未満 | 34 | 20,624.69㎡ | 11.8% |
| 45年以上50年未満 | 31 | 9,665.80㎡ | 5.5% |
| 50年以上 | 256 | 12,447.59㎡ | 7.1% |
| 合計 | 554 | 175,407.25㎡ | 100.0% |
| 30年以上 | 412 | 100,623.89㎡ | 57.4% |

資料：固定資産台帳（平成28年3月末時点）

② 施設類型別の老朽化状況

- 施設類型別の資産老朽化比率^{vi}をみると、観光施設、し尿処理施設、市営住宅の比率が高く資産の減価償却が進んでいることが分かります。

施設類型別資産老朽化比率



| 順位 | 中分類 | 総延床面積 | 資産老朽化比率 |
|-----------------|------------|---------------------------|---------|
| 1 | 観光施設 | 279.38 m ² | 100.0% |
| 2 | し尿処理施設 | 414.21 m ² | 100.0% |
| 3 | 市営住宅 | 44,902.38 m ² | 91.6% |
| 4 | 不燃物処理資源化施設 | 231.56 m ² | 89.1% |
| 5 | スポーツ施設 | 4,788.93 m ² | 78.2% |
| 6 | 社会教育施設 | 15,572.81 m ² | 77.1% |
| 7 | 医療施設 | 581.86 m ² | 75.2% |
| 8 | 庁舎 | 8,976.12 m ² | 73.1% |
| 9 | その他 | 16,366.50 m ² | 71.6% |
| 10 | 児童福祉施設 | 5,036.72 m ² | 64.2% |
| 11 | 産業施設 | 1,278.00 m ² | 62.1% |
| 12 | 斎場 | 1,553.42 m ² | 60.1% |
| 13 | 高齢者福祉施設 | 3,120.15 m ² | 55.7% |
| 14 | 消防施設 | 4,865.83 m ² | 51.9% |
| 15 | 社会福祉施設 | 3,602.65 m ² | 48.4% |
| 16 | 下水道施設 | 10,408.26 m ² | 45.8% |
| 17 | 集会施設 | 3,464.87 m ² | 45.3% |
| 18 | その他教育施設 | 1,656.77 m ² | 33.6% |
| 19 | 上水道施設 | 2,454.68 m ² | 31.3% |
| 20 | ごみ処理施設 | 4,044.79 m ² | 30.3% |
| 21 | 学校 | 39,062.65 m ² | 29.8% |
| 22 | 工業用水道施設 | 1,044.63 m ² | 26.2% |
| 23 | 公園施設 | 1,569.49 m ² | 20.5% |
| 24 | その他環境衛生施設 | 11.04 m ² | 5.4% |
| 25 | その他自治振興施設 | 119.55 m ² | 0.0% |
| 合計 (資産老朽化比率：平均) | | 175,407.25 m ² | 54.7% |

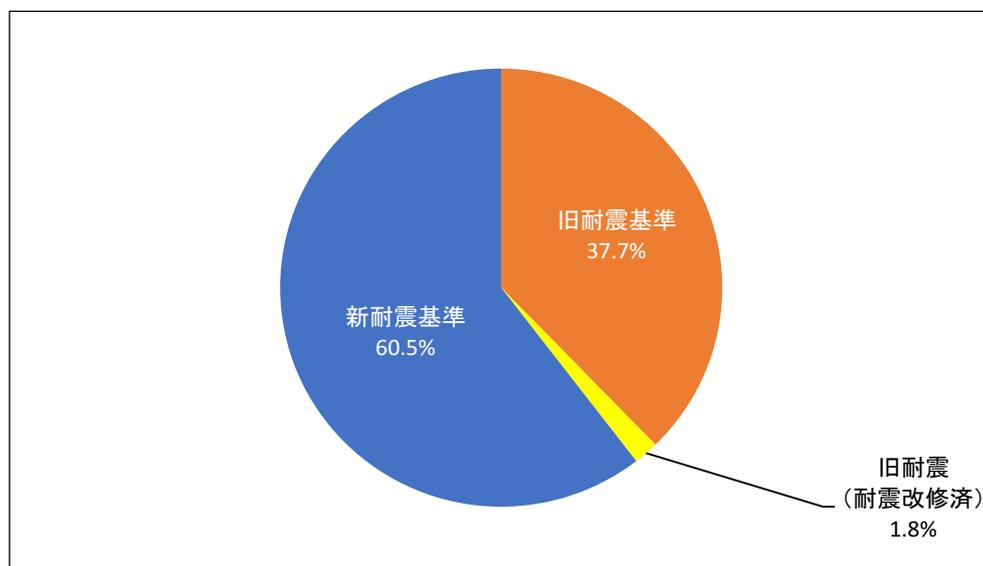
資料：固定資産台帳（平成 28 年 3 月末時点）

^{vi} 資産老朽化比率…償却資産評価額と減価償却累計額の合計額に占める減価償却累計額の割合。資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化したもので、固定資産台帳から算出できる。

③ 耐震状況

- 昭和 56 年度から、国の耐震基準が変わり、新耐震基準となりました。新耐震基準では、地震による建物の倒壊を防ぐだけでなく、建物内の人間の安全を確保することに主眼がおかれています。
- 全施設のうち、旧耐震基準が適用されていた昭和 56 年度以前に整備された施設が約 40%あります。そのうち約 2%は耐震改修済みとなっていますが、残りの約 38%については耐震改修が未実施であり、安全性を確保するための耐震改修を進めていく必要があります。

耐震状況



資料：庁内資料

3) インフラ施設の保有状況

- インフラ施設は、生活及び産業の基盤となる施設であり、市民生活や地域経済動を支える欠かせない施設です。
- 平成27年度末時点での本市の主なインフラ施設は次のとおりです。

| 会計区分 | 対象施設 | 項目 | 数量 | 備考 |
|--------------|--------------|----------|----------|--------------------|
| 普通会計施設 | 道路 | 路線数 | 433本 | |
| | | 延長 | 162,142m | |
| | 農道 | 路線数 | 34本 | 舗装済路線 |
| | | 延長 | 14,947m | |
| | 林道 | 路線数 | 3本 | |
| | | 延長 | 8,053m | |
| | 橋りょう | 橋りょう数 | 205本 | |
| | | 面積 | 13,553㎡ | |
| | トンネル | 路線数 | 1本 | |
| | | 延長 | 43m | |
| | 河川 | 河川数 | 54本 | 準用河川、普通河川、樋門など |
| | 急傾斜地崩壊防止対策施設 | 施設数 | 23箇所 | 急傾斜地崩壊危険箇所のうち施工済箇所 |
| | 公園 | 都市公園数 | 58箇所 | |
| | 漁港 | 外郭施設 | 施設数(工作物) | 63施設 |
| 係留施設 | | 施設数(工作物) | 35施設 | 棧橋、物揚場、船揚場など |
| その他 | | 施設数(工作物) | 26施設 | 道路など |
| 公営企業 会計施設 | 上水道管 | 延長 | 202,383m | |
| | 工業用水道管 | 延長 | 16,858m | |
| | 下水道管 | 延長 | 169,772m | 集落排水15,341m含む |

資料: 固定資産台帳等(平成28年3月末時点)

4) 資産老朽化比率（有形固定資産減価償却率）の推移

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

(%)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---------|----------|----------|----------|-------|---------|---------|
| 資産老朽化比率 | 62.5 | 62.7 | 64.4 | 65.8 | 64.5 | 64.8 |

資料：令和 3 年度大竹市の財務書類

【算定式】

$$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

5) 過去に行った対策の実績

公共施設等総合管理計画策定後に公共施設マネジメントとして、公共施設等適正管理推進事業債を活用して実施した対策は、次のとおりです。

【長寿命化】

| 事業名 | 年度 | 内容 |
|-----------|-----------|----------------|
| 斎場改修事業 | 令和 2 年度 | 火葬炉設備補修、高架水槽取替 |
| | 令和 3 年度 | 火葬炉設備補修 |
| 玖波公民館改修事業 | 令和 2～3 年度 | 防水工事 |
| 市道舗装補修事業 | 平成 30 年度 | 黒川 3 号線 |
| | | 油見本町 3 号線 |
| | | 北栄西栄 1 号線 |
| | 令和元年度 | 木野線 |
| | | 東栄中市線・北栄 5 号線 |
| | | 玖波 29 号線 |
| 令和 2 年度 | 飛石黒川線 | |
| | 新町 1 号線 | |

【集約化及び複合化】

| 事業名 | 年度 | 内容 |
|------------|----------|------------------|
| 市立保育所等整備事業 | 令和元～3 年度 | なかはま保育所・立戸保育所集約化 |

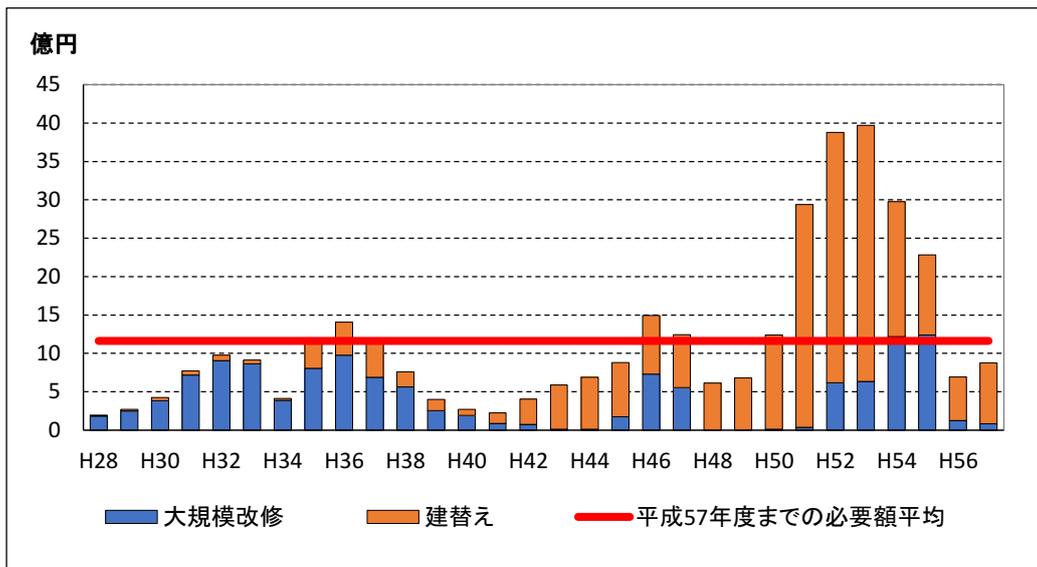
(4) 公共施設等の更新費用の見通し

現在保有している公共施設等を今後も保有し続け、耐用年数経過後に現在と同規模で更新を行うこととした場合、平成 57 年度までに必要となる費用の推計を行いました。

なお、独立採算性を採る公営企業会計施設は、普通会計施設とは区分して推計します。※施設ごとの推計条件は、P. 38～41 に記載しています。

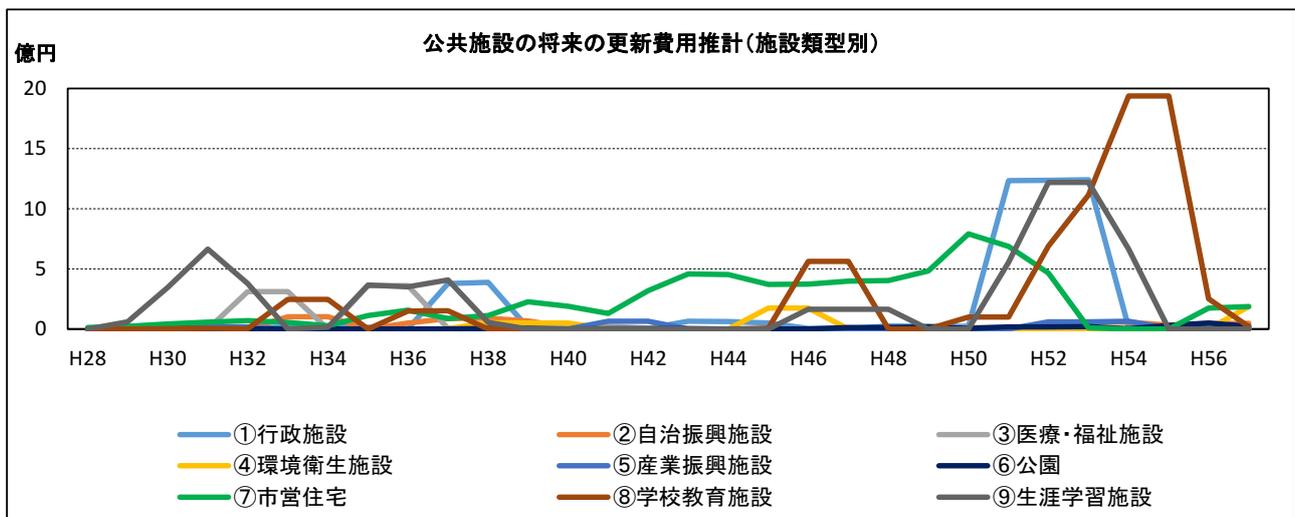
1) 公共施設（普通会計）

- 平成 57 年度までの今後 30 年間で、総額 348.6 億円、年平均で約 11.6 億円がかかることが推計されます。



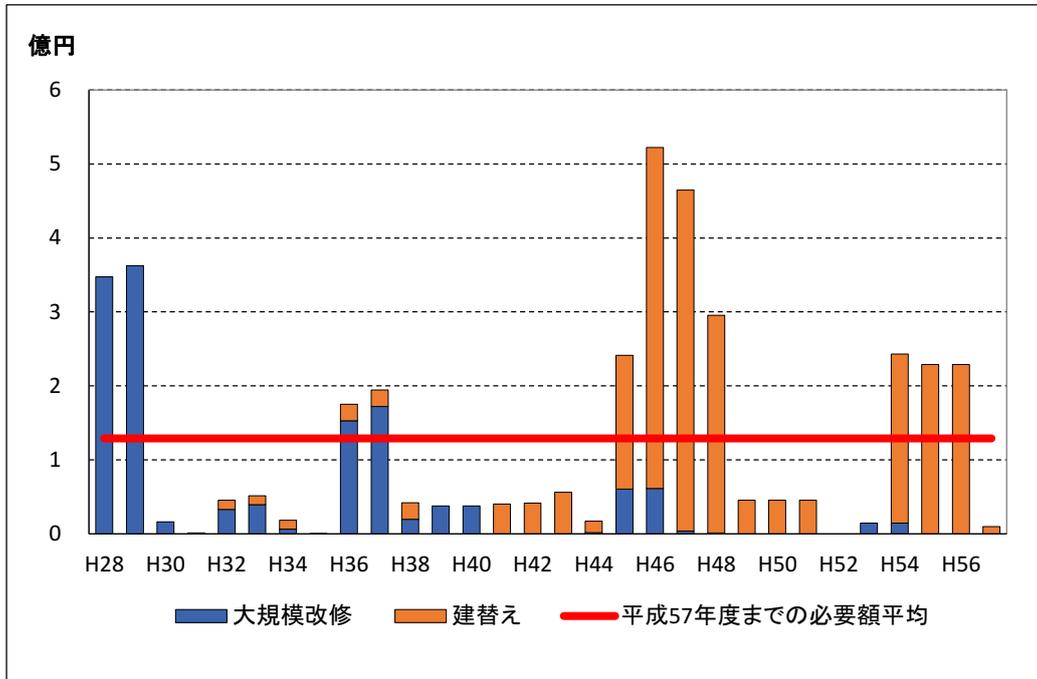
2) 公共施設（普通会計・施設類型別）

- 施設類型別にみると、延床面積が大きい市営住宅、学校教育施設、生涯学習施設に多額の更新費用がかかる見込みです。
- 特に平成 50 年代に更新時期が集中する見込みとなっています。



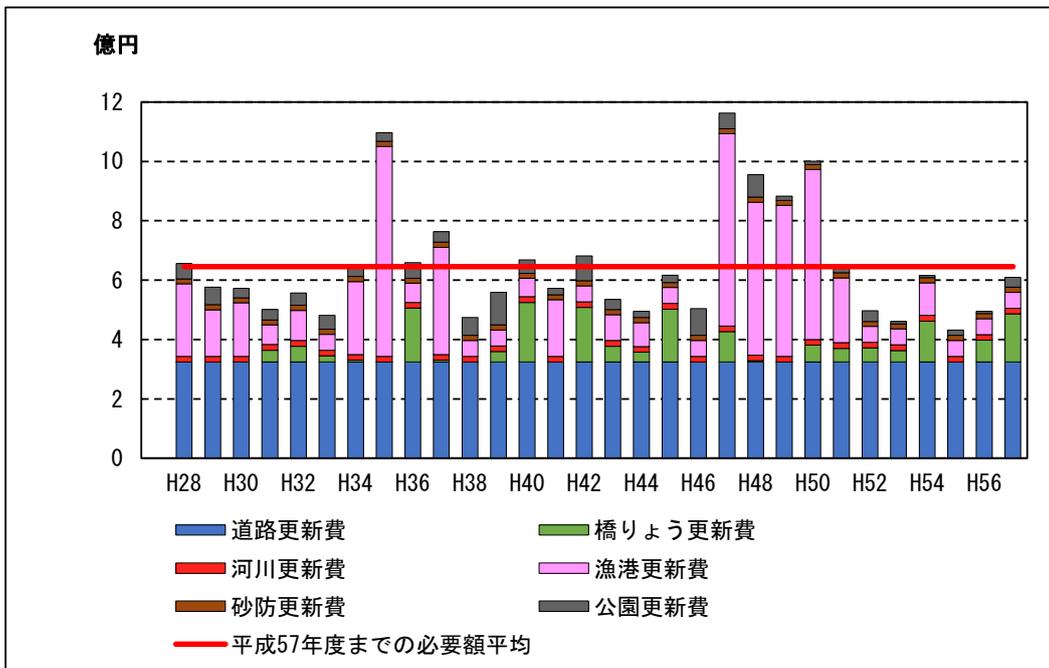
3) 公共施設（公営企業会計）

- 平成 57 年度までの今後 30 年間で、総額で約 38.7 億円、年平均で約 1.3 億円がかかることが推計されます。



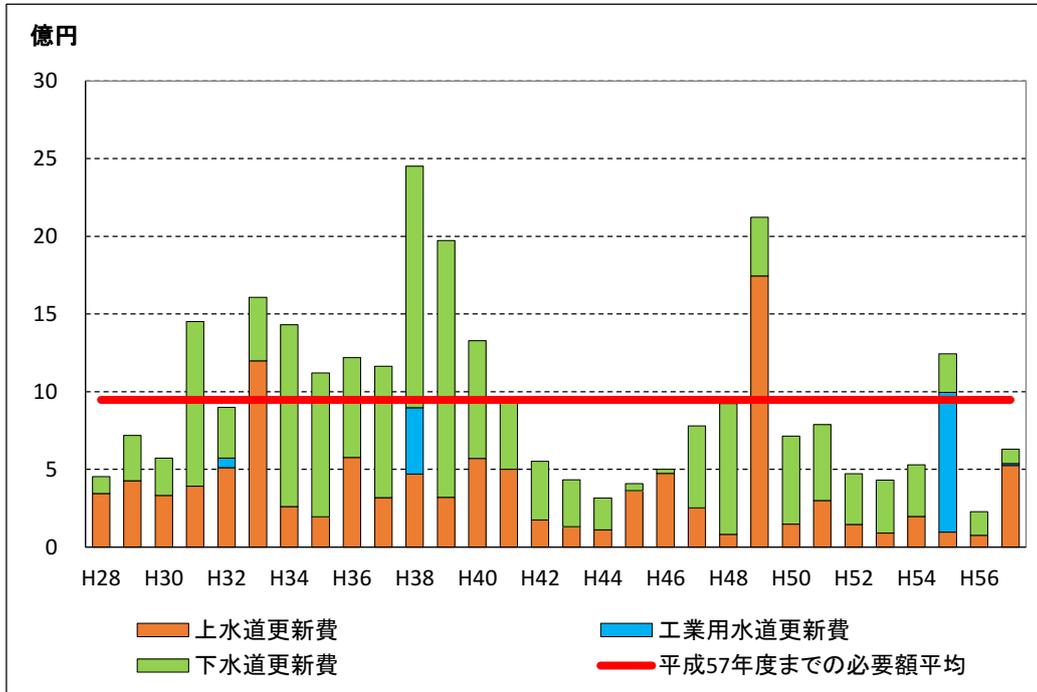
4) インフラ施設（普通会計）

- 平成 57 年度までの今後 30 年間で、総額で約 193.7 億円、年平均で約 6.5 億円がかかることが推計されます。



5) インフラ施設（公営企業会計）

- 平成 57 年度までの今後 30 年間で、総額で約 284 億円、年平均で約 9.5 億円がかかることが推計されます。

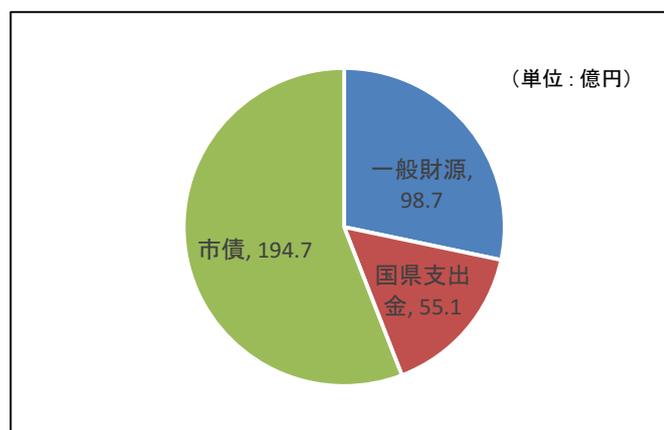
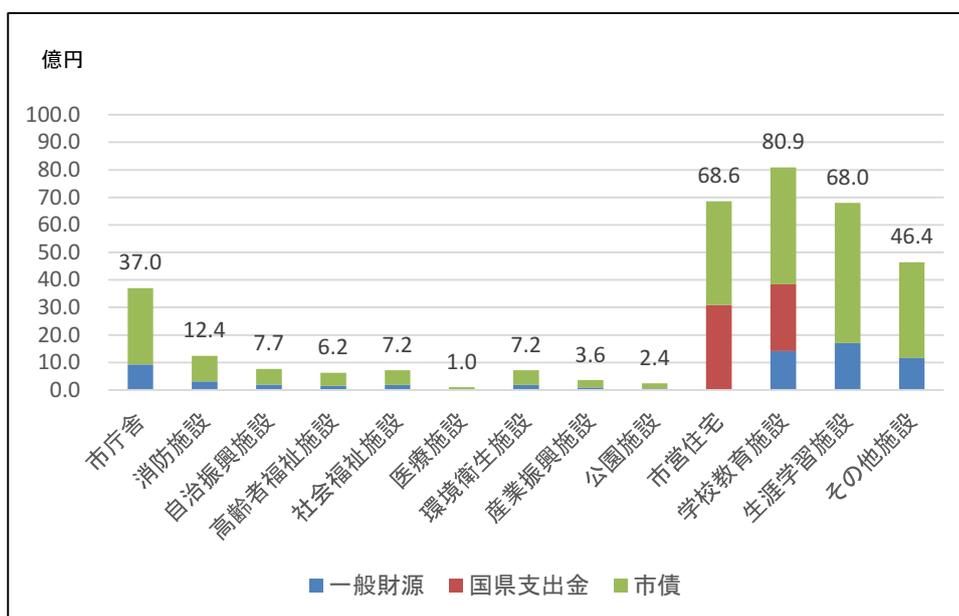


(5) 公共施設等の更新に必要な一般財源の見込み

独立採算制を採る公営企業会計施設を除く施設の更新に必要な一般財源を推計します。

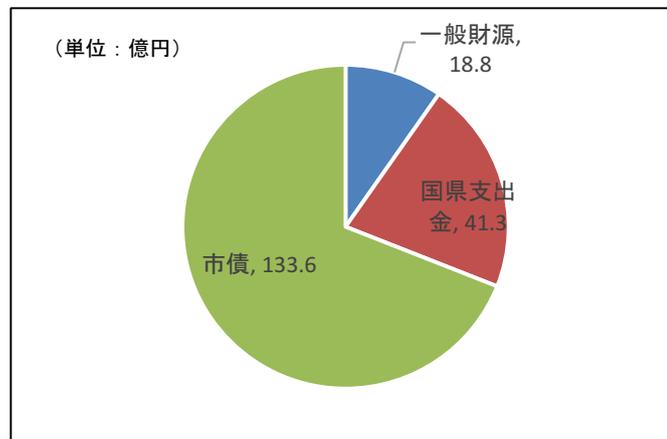
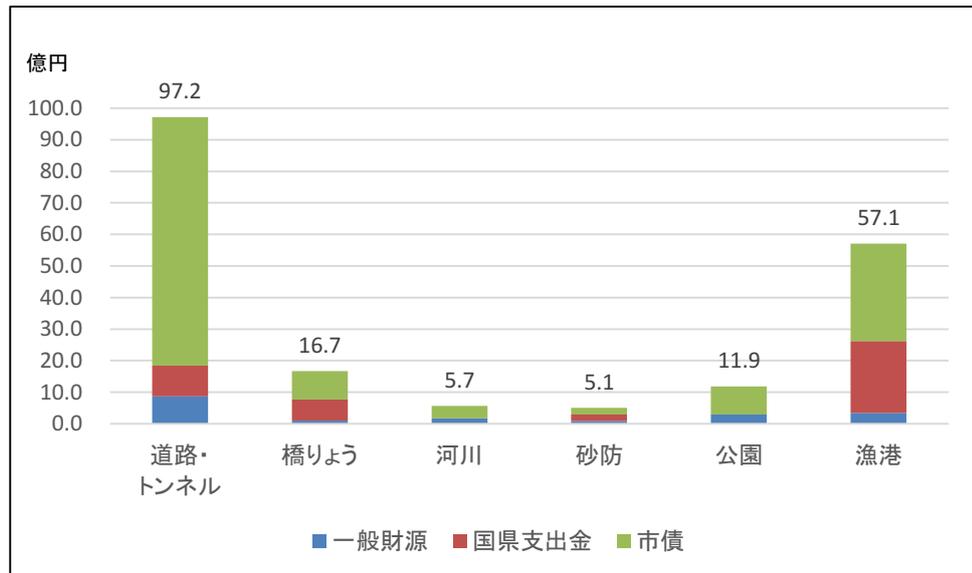
1) 公共施設

- 公共施設の更新に必要な一般財源を、施設類型別に財源として見込むことができる国県支出金と市債を充当し推計しました。
- 更新に必要な費用の総額 348.6 億円に対し必要な一般財源は 98.7 億円で、更新費用の約 3 割が必要となる見込みです。



2) インフラ施設

- インフラ施設の更新に必要な一般財源を、施設類型別に収入が見込まれる国県支出金と市債を充当し推計しました。
- 更新に必要な費用の総額 193.7 億円に対し必要な一般財源は 18.8 億円で、更新費用の約 1 割が必要となる見込みです。



- ◎ 公共施設、インフラ施設の更新費用に充当する市債総額は推計上 30 年間で約 328 億円となり、その償還額は後年度の一般財源で賄うこととなります。
- ◎ 市債残高やプライマリーバランス^{vii}を十分勘案し、後年度に多くの負担を残さない予算編成を行う必要があります。

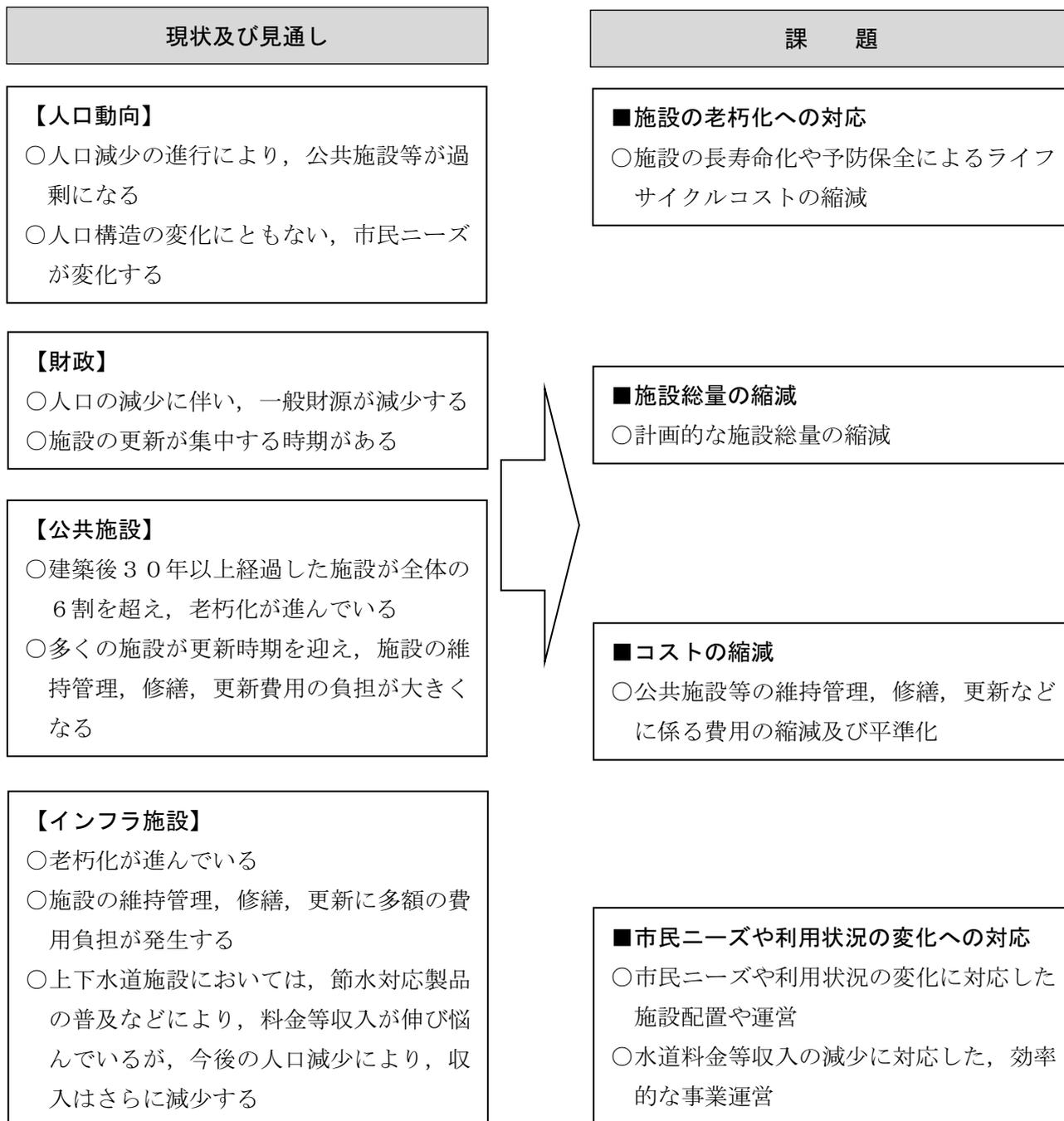
^{vii} プライマリーバランス…市債関連の歳入、歳出を除いた基礎的財政収支で、市債の利払費と償還費を除いた歳出と、市債発行収入を除いた歳入のバランスをみるもの。プライマリーバランスが均衡している場合、現世代の受益と負担が釣り合うこととなる。

3 公共施設等の管理に関する基本方針

(1) 現状や課題の整理

本市の人口、財政、公共施設等の現状やその更新費用の見通しを踏まえ、公共施設等の現状や課題を整理します。

1) 現状や課題に関する基本認識



2) 課題に対する基本的な考え方

公共施設等の課題に対して、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を整理します。

| 課 題 | 公共施設等の管理に関する基本的な考え方と方向 |
|---|--|
| <p>■施設の老朽化への対応</p> <p>○施設の長寿命化や予防保全によるライフサイクルコストの縮減</p> | <p>○計画的な維持管理の実施</p> <p>①点検・診断などの実施方針</p> <p>②維持管理・修繕・更新などの実施方針</p> <p>③安全確保の実施方針</p> <p>④耐震化の実施方針</p> <p>○長寿命化の推進</p> <p>⑤長寿命化の実施方針</p> |
| <p>■施設総量の縮減</p> <p>○計画的な施設総量の縮減</p> | <p>○施設総量の適正化</p> <p>⑥統合や廃止の推進方針</p> <p>○地域状況に応じた効率的な施設配置</p> <p>②維持管理・修繕・更新などの実施方針</p> <p>⑥統合や廃止の推進方針</p> |
| <p>■コストの縮減</p> <p>○公共施設等の維持管理，修繕，更新などに係る費用の縮減及び平準化</p> | <p>○更新費用の縮減と平準化（維持管理費用の適正化）</p> <p>②維持管理・修繕・更新などの実施方針</p> <p>⑤長寿命化の実施方針</p> <p>⑥統合や廃止の推進方針</p> <p>○適正な施設の更新と民間活力の導入</p> <p>②維持管理・修繕・更新などの実施方針</p> <p>⑥統合や廃止の推進方針</p> <p>○施設使用料の見直し</p> <p>②維持管理・修繕・更新などの実施方針</p> |
| <p>■市民ニーズや利用状況の変化への対応</p> <p>○市民ニーズや利用状況の変化に対応した施設配置や運営</p> <p>○水道料金等収入の減少に対応した，効率的な事業運営</p> | <p>○民間活力の導入など幅広いサービス提供方法の検討</p> <p>②維持管理・修繕・更新などの実施方針</p> |

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の現状や課題に対する認識を踏まえたうえで、公共施設等の維持管理、修繕、更新、長寿命化などに関する基本的な方針を定めます。

1) 点検・診断などの実施方針

- 定期的な点検により劣化状況を把握します。
- 保全マニュアルを作成し、誰でも日常点検を行えるようにします。
- 長寿命化を図るために診断、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として、点検・診断などを実施します。
- 点検・診断などの実施結果を蓄積するとともに共有化し、今後の維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策などに活用します。
- 施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断などを実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性など）による性能低下状況および管理状況を把握し、予防保全的な観点から検討します。

2) 維持管理・修繕・更新などの実施方針

- 施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に大規模改修、建替えなどを行います。
- 大規模改修や建替えの計画にあたっては、将来的な需要の変化を見越して規模や構造などを検討することで、工事費、改修費、解体費などのライフサイクルコスト^{viii}を縮減します。
- 今後も維持していく公共施設等については、中長期的修繕計画を策定し工事の前倒しや先送り調整を行うことで財政負担を平準化します。
- 維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕、更新などに関する計画を立てるのに役立ちます。
- 地域や市民活動団体への建物施設の譲渡や指定管理者制度の導入を進めるなど、市民協働による維持管理を進めます。
- 指定管理者制度やPPP^{ix}/PFI^xなどの事業手法や新しい技術、考え方などを積極的に取り入れ、維持管理、修繕、更新などを合理的に進めます。

^{viii} ライフサイクルコスト…企画・設計段階から建設、維持管理、解体、撤去にいたる過程で必要な経費の合計額をいう。

^{ix} PPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

^x PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

3) 安全確保の実施方針

- 点検・診断などにより危険性が認められた公共施設等は，費用面や利用状況，優先度などを踏まえて，ソフト・ハードの両面から安全対策を検討します。
- 安全の確保にあたっては，防災拠点かどうか，多数の市民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から，対応の優先度を検討します。
- 危険性があり，今後維持していくことが難しい施設は，市民の安全確保の観点から，利用中止などの措置を適切にとります。

4) 耐震化の実施方針

- 地震発生時に防災拠点などとしての役割を担う施設，人命及び物品の安全確保が特に必要な施設は，優先的に耐震化します。
- 道路，橋りょう，上下水道管をはじめとするインフラについても耐震化を検討します。

5) 長寿命化の実施方針

- 今後とも保有していく必要のある施設は，定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理^{xi}を行い，計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。
- 施設を管理する部署は，本計画の方向性に沿った個別施設の長寿命化計画を策定します。

6) 統合や廃止の推進方針

- 公共施設の見直しにあたっては，単純な面積縮減とすることなく，行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行います。
- 人口の推移や財政状況，老朽度合いなどを考慮し，統廃合や類似機能の集約化，異なる用途との複合化（多機能化）などの再編を進めます。
- 特に施設が集中している沿岸部は1地域として考え，各施設にどのような機能を持たせるか考えながら，適切な施設配置を検討します。
- 当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか，民間でできないかなど，公共施設等とサービスの関係について十分に考慮します。
- 近隣市町との広域連携を一層進め，必要な公共施設等の保有量を検討します。

^{xi} 予防保全型維持管理…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで，機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかな不具合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）

7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 公共施設の改修等にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づくバリアフリー化に取り組むとともに、誰もが使いやすい施設とするため、ユニバーサルデザイン化を推進します。ユニバーサルデザイン化を推進するにあたり、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画（平成29年2月ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議）」におけるまちづくりの考え方を踏まえ、すべての人が利用しやすい施設にするよう努めます。

8) 脱炭素化の推進方針

- 公共施設の改修等にあたっては、大竹市地球温暖化対策実行計画（大竹市役所事務事業編）を踏まえ、脱炭素化の推進を図ります。

9) 未利用資産等の活用や処分に関する基本方針

- 施設の複合・集約化、廃止により未利用となる資産については、市民のニーズや建物の老朽化の状況等を踏まえ、他の用途へ転用するなど有効活用を図ります。他の用途への転用が見込めない資産や老朽化により利用できない資産については、老朽化施設周辺の安全確保のための維持保全費用の削減や歳入確保の観点から、早期の処分に努めます。

10) 本市における各種計画及び国管理施設との連携

- 公共施設の改修等にあたっては、財政状況や施設の利用の実態及び社会情勢の変化等を総合的に検証するとともに、都市計画等本市の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携を図ることで、施設の統合や複合化、用途変更及び廃止などの検討を行います。

(3) 数値目標の設定

今後、すべての公共施設等の総量を維持していくことは困難であることから、施設総量の縮減目標を検討します。なお、公営企業会計施設については、独立採算制を採るため目標設定の対象から除きます。

1) 公共施設

目標設定にあたっての考え方

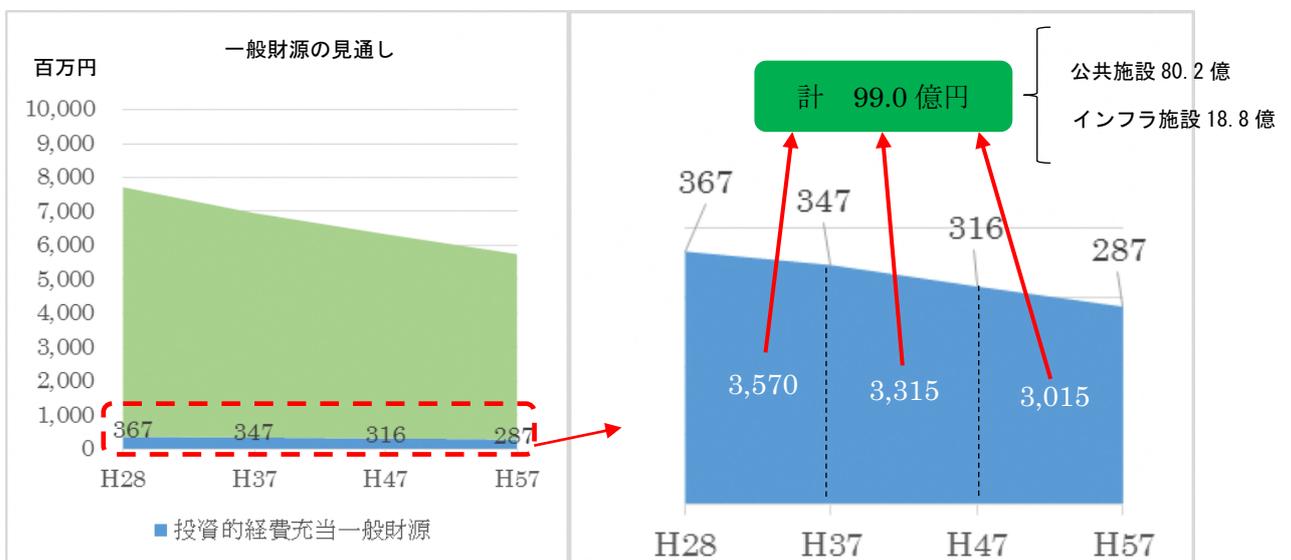
① 人口減少に着目した場合

| | | |
|------------|----------|-------------|
| 平成 27 年度人口 | 27,865 人 | } 縮減率 25.6% |
| 平成 57 年度人口 | 20,743 人 | |

② 財政面に着目した場合

| | | |
|-----------------|---------|-------------|
| 公共施設の更新に必要な一般財源 | 98.7 億円 | } 縮減率 18.7% |
| 公共施設に充当できる一般財源 | 80.2 億円 | |

- 本市では、公共施設の更新に必要な一般財源総額は 98.7 億円、インフラ施設の更新に必要な一般財源総額は 18.8 億円と推計しています。(P 20, 21 参照)
- 一方、平成 28 年度から平成 57 年度までに投資的経費に充当できる一般財源の見込みは 99.0 億円です。
- このうち、18.8 億円をインフラの更新費用に充当した場合、公共施設の更新費用に充当できる一般財源は差引 80.2 億円となります。
- 公共施設の更新に必要な一般財源総額 98.7 億円を公共施設の更新費用に充当できる一般財源 80.2 億円で賄おうとした場合、18.7%の延床面積の縮減が必要となります。



| | |
|-----|---------------------|
| 目 標 | 総延床面積を30年間で20%縮減する。 |
|-----|---------------------|

- 「人口減少に着目した場合」の縮減率 25.6%は、全体の約 1 / 4 を縮減することになり、非常に困難な数値目標です。
- このため、「財政面に着目した場合」から算出される縮減率を採用することとしますが、人口の減少、特に生産年齢人口の減少は、市税収入の減少に繋がります。また公債費の増加を招き、公共施設等の更新費用に充当できる一般財源の圧縮に繋がりがねないため、18.7%を上回る 20.0%を最低縮減率の目標とします。

2) インフラ施設

インフラは、施設と機能が一致しており、公共施設のように機能変更はできないため、総量の縮減は目標とせず基本方針に則った取組みを行います。

4 施設類型別の管理に関する基本方針

(1) 公共施設

| 大分類 | 中分類 | 主要施設名 | 現状や課題に関する基本認識 | 管理に関する基本方針 |
|--------|-----------|--|---|--|
| 行政施設 | 庁舎 | ○市庁舎 | ○市庁舎は昭和 54 年度の建設で、旧耐震基準の建物です。 平成 22 年度に耐震診断を実施した結果、耐震性なしと診断されています。 ○消防屯所は、旧耐震基準で老朽化が進んでいる施設もあるため、計画的に耐震化していく必要があります。 | ○市庁舎については、災害時の緊急対応に備え、耐震補強を含めた大規模改修を計画します。 ○定期的な点検により劣化状況を把握します。 ○保全マニュアルを作成し、誰でも日常点検を行えるようにします。 ○長寿命化を図るために診断、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として、点検・診断などを実施します。 ○点検・診断などの実施結果を蓄積するとともに共有化し、今後の維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策などに活用します。 ○大規模改修や建替えの計画にあたっては、将来的な需要の変化を見越して規模や構造などを検討することで、工事費、改修費、解体費などのライフサイクルコストを縮減します。 ○中長期的修繕計画を策定し財政負担を平準化します。 ○定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理を行い、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 |
| | 消防施設 | ○消防庁舎 ○小方消防屯所 ○玖波消防屯所 ○安条消防屯所 ○元町消防屯所 ○防鹿消防屯所 ○前飯谷消防屯所 ○南栄消防屯所 ○立戸消防屯所 ○三ツ石消防屯所 ○阿多田消防屯所 ○谷尻消防屯所 ○栗谷消防屯所 ○油見消防屯所 ○後原消防屯所 ○本町消防屯所 ○松ヶ原消防屯所 ○木野消防屯所 | | |
| 自治振興施設 | 集会施設 | ○コミュニティサロン元町 ○コミュニティサロン栄町 ○コミュニティサロン玖波 ○小栗林集会所 ○松ヶ原集会所 ○木野集会所 ○木野集会所講堂 ○その他集会施設 | ○各コミュニティサロンは社会教育施設等の再編基本方針（各論）において、施設の方向性として当面存続とされていますが、次期総合計画基本計画の策定までに再び方向性を検討することとしています。 ○コミュニティサロン栄町については、今後の大竹駅周辺整備事業に伴う自由通路の整備によりまちのあり方が変わる可能性があるため、自由通路完成後に施設の方向性を再検討する方が合理的と考えられます。 | ○定期的な点検により劣化状況を把握します。 ○長寿命化を図るために診断、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として、点検・診断などを実施します。 ○施設の機能の集約化・複合化により、効率的に運営します。 ○各施設の方向性や規模については、利用実態や本市の状況、整備後の運営体制を踏まえたうえで決定します。 ○市民の主体的なまちづくりを促進する施設利用を進めます。 ○栗谷地区・阿多田地区を除き、沿岸部の施設機能を集約します。 ○既存施設の有効利用を図るため、可能な範囲で施設・設備の保全を図り、段階的な再編を進めます。 |
| | その他自治振興施設 | ○玖波駅西口駅舎 | | |

| 大分類 | 中分類 | 主要施設名 | 現状や課題に関する基本認識 | 管理に関する基本方針 |
|---------|------------|--|---|--|
| 医療・福祉施設 | 社会福祉施設 | ○総合福祉センター ○(仮称)地域福祉会館(改修中) | ○平成15年4月に、「児童福祉施設再編の基本方針」及び「公立児童福祉施設の民営化について」を策定し、保育所運営費の縮減と保育サービスの更なる充実を図り、併せて将来の経営安定と保育サービスの水準を維持していくための手法として、公立保育所の統廃合・民営化を進めてきました。平成17年3月末に二葉保育所を廃止し、平成17年4月から社会福祉法人を指定管理者として、さかえ保育所を公設民営化し、平成20年4月に、委託先法人への土地の無償貸与及び施設などの無償譲渡により、民設民営に移行しました。 ○木野保育所は、平成19年4月から本町保育所の分園としましたが、現在は休園としています。 ○旧耐震基準で建設された公立保育所(大竹保育所を除く3施設)について、平成22年度に実施した耐震診断では、全ての施設が必要な耐震性能を有していると診断されました。 ○高齢者福祉施設であるゆうあいの里は、平成2年度の整備から25年が経過し、近年、屋根防水、外壁補修などを実施しています。 | ○定期的な点検により劣化状況を把握します。 ○保全マニュアルを作成し、誰でも日常点検を行えるようにします。 ○長寿命化を図るために診断、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として、点検・診断などを実施します。 ○点検・診断などの実施結果を蓄積するとともに共有化し、今後の維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策などに活用します。 ○大規模改修や建替えの計画にあたっては、将来的な需要の変化を見越して規模や構造などを検討することで、工事費、改修費、解体費などのライフサイクルコストを縮減します。 ○中長期的修繕計画を策定し財政負担を平準化します。 ○定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理を行い、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 ○公共施設の見直しにあたっては、単純な面積縮減とすることなく、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行います。 ○当該サービスが公共施設を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間でできないかなど、施設とサービスの関係について十分に考慮します。 |
| | 高齢者福祉施設 | ○ゆうあいの里 | | |
| | 児童福祉施設 | ○なかはま保育所 ○本町保育所 ○立戸保育所 ○大竹保育所 ○松ヶ原こども館 ○阿多田児童館 ○ひかり児童クラブ ○みどり児童クラブ ○さかえ子育て支援センター | | |
| | 医療施設 | ○休日診療所 ○栗谷診療所 ○阿多田診療所 ○阿多田診療所医師官舎 | | |
| 環境衛生施設 | 斎場 | ○大竹市斎場 | ○斎場は、施設改修計画に沿って計画的に改修を行っています。 ○可燃ごみの廿日市市との広域処理のため、今後ごみ処理中継施設を整備する予定です。ごみ固形燃料施設工場棟は平成31年度以降稼働しない予定です。 ○し尿処理場は、老朽化が進んでおり、現在新たな計画の策定を行っています。 | ○定期的な点検により劣化状況を把握します。 ○保全マニュアルを作成し、誰でも日常点検を行えるようにします。 ○長寿命化を図るために診断、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として、点検・診断などを実施します。 ○点検・診断などの実施結果を蓄積するとともに共有化し、今後の維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策などに活用します。 ○大規模改修や建替えの計画にあたっては、将来的な需要の変化を見越して規模や構造などを検討することで、工事費、改修費、解体費などのライフサイクルコストを縮減します。 ○中長期的修繕計画を策定し財政負担を平準化します。 ○定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理を行い、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 ○近隣市町との広域連携を一層進め、必要な公共施設等の保有量を検討します。 |
| | ごみ処理施設 | ○ごみ固形燃料施設工場棟 ○ごみ固形燃料施設管理棟 | | |
| | し尿処理施設 | ○し尿処理場 | | |
| | 不燃物処理資源化施設 | ○不燃物処理資源化施設 | | |
| | その他環境衛生施設 | ○蛇喰磐公衆便所 | | |
| 産業振興施設 | 産業施設 | ○農林振興センター ○マロンの里交流館 | ○農林振興センターは、支所・公民館・市民活動拠点・防災拠点の機能を有していますが、旧耐震基準の施設でバリアフリーにも未対応です。 ○三倉岳県立自然公園管理棟及び休憩所は、木造建築物であり、経年劣化により老朽化が進んでいます。 | ○長寿命化を図るために診断、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として、点検・診断等を実施します。 ○中長期的修繕計画を策定し財政負担を平準化します。 ○定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理を行い、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 |
| | 観光施設 | ○三倉岳県立自然公園管理棟 ○三倉岳県立自然公園休憩所 | | |

| 大分類 | 中分類 | 主要施設名 | 現状や課題に関する基本認識 | 管理に関する基本方針 |
|------|------|--|---|--|
| 公園 | 公園施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○晴海臨海公園管理棟 ○晴海臨海公園野球場 ○亀居公園ステージ ○玖島川親水公園便所棟 | <p>○公園を安心して利用できるようにするため、平成 26 年 6 月に大竹市公園施設長寿命化計画を策定しています。</p> | <p>○定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理を行い、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。</p> |
| 市営住宅 | 市営住宅 | <ul style="list-style-type: none"> ○小方 1～4 号アパート ○白石 1～9 号アパート ○西港内 1～3 号アパート住宅 ○御園 1～5 号アパート ○黒川住宅 ○向田住宅 ○白石住宅 ○木野住宅 ○飛石住宅 ○栄住宅 ○油見住宅 ○御園住宅 ○鞍掛住宅 ○平原住宅 ○上三ツ石住宅 ○中浜住宅 ○元町住宅 ○三ツ石住宅 ○唐船浜住宅 ○白石第 1 集会所 ○白石第 2 集会所 ○西港内集会所 ○御園アパート集会所 | <p>○市営住宅におけるストックの適切なマネジメントを行うため、平成 25 年 3 月に策定した大竹市営住宅等長寿命化計画を平成 29 年度に改訂します。</p> <p>○岩国大竹道路の整備に伴い移転が必要である御園団地 2, 3 号棟については、周辺の木造・簡易耐火平屋住宅と統合し、6 号棟として建替えを行っています。</p> | <p>○老朽化した団地のうち、立地条件、敷地条件などに優れた団地については、市営住宅などに対する需要を勘案しつつ、将来的に建替えを行います。</p> <p>○建替えにあたっては、土地の有効利用、入居者ニーズに応じた住宅供給、周辺環境との調和、良好な景観形成などを図ることとし、入居者の合意形成、仮住居の確保などを図りながら、計画的に実施します。</p> <p>○施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に大規模改修、建替えなどを行います。</p> <p>○今後も維持していく施設については、中長期的修繕計画を策定します。</p> <p>○維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、今後の修繕、更新などに関する計画を立てるのに役立てます。</p> <p>○居住性向上型、福祉対応型、安全性確保型、長寿命化型のうち必要な改善を行います。</p> <p>○具体的には居住性向上型では給水方式の変更（直圧式）など、福祉対応型では住戸内の手すり設置、集会所アプローチの高齢者向け改善など、長寿命化型改善では屋上防水、外壁、給・排水管、ガス管改修などの改善を行います。</p> <p>○老朽化した団地のうち建替えを行わない団地については、将来的に用途廃止します。</p> <p>○用途廃止の時期は、原則として住棟単位で空き家になった時点で対応することとし、当面維持する団地については、必要な修繕を実施します。</p> |

| 大分類 | 中分類 | 主要施設名 | 現状や課題に関する基本認識 | 管理に関する基本方針 |
|--------|---------|--|--|---|
| 学校教育施設 | 学校 | ○玖波小学校 ○小方小学校 ○大竹小学校 ○栗谷小学校 ○玖波中学校 ○小方中学校 ○大竹中学校 | ○大竹小学校は、平成 21, 22 年度に改築しました。 ○小方小中学校は、小中一貫教育施設として平成 24 年度に新築しました。 ○玖波小学校校舎の改築は、平成 29 年 2 月に完成しました。 なお、同校の講堂は耐震補強済みです。 ○玖波小学校の改築により、市内の全小中学校校舎の耐震化が完了しました。 | ○長寿命化を図るために診断、施設の安全性、耐久性、不適合性、適法性を必須項目として、点検・診断等を実施します。 ○定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理を行い、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 |
| | その他教育施設 | ○大竹市給食センター ○栗谷小教員住宅 | ○大竹市給食センターは、平成 24 年度に新築しました。 | ○長寿命化を図るために診断、施設の安全性、耐久性、不適合性、適法性を必須項目として、点検・診断等を実施します。 ○定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理を行い、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 |
| 生涯学習施設 | 社会教育施設 | ○総合市民会館 ○アゼリアホール ○図書館 ○大竹会館 ○栄公民館 ○玖波公民館 ○海の家あたた ○阿多田島灯台資料館 ○自然の家やさか | ○総合市民会館、総合体育館、図書館、大竹会館新館、アゼリアホールについては、社会教育施設等の再編基本方針（各論）において人口動態やまちのあり方などが大きく変わった場合を除き、基本的に存続させることを決定した施設です。 ○大竹会館は、旧館を解体し延床面積を減少させたいうえで、新館部分に機能追加を行う予定です。 ○自然の家やさか、海の家あたたは、宿泊機能を有した施設ですが、使えば使うほど赤字がかさむ施設となっています。社会教育施設等の再編基本方針（各論）において、施設の方向性として当面存続とされていますが、次期総合計画基本計画の策定までに再び方向性を検討することとしています。 ○阿多田島灯台資料館は、国登録有形文化財です。 | ○総合市民会館・総合体育館・図書館を社会教育施設の「拠点施設」として位置づけ、他の施設と有機的に連携させることを目指します。 ○定期的な点検により劣化状況を把握します。 ○保全マニュアルを作成し、誰でも日常点検を行えるようにします。 ○長寿命化を図るために診断、施設の安全性、耐久性、不適合性、適法性を必須項目として、点検・診断等を実施します。 ○点検・診断などの実施結果を蓄積するとともに共有化し、今後の維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策などに活用します。 ○大規模改修や建替えの計画にあたっては、将来的な需要の変化を見越して、規模や構造などを検討することで工事費、改修費、解体費などのライフサイクルコストを縮減します。 ○中長期的修繕計画を策定し財政負担を平準化します。 ○定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理を行い、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 |
| | スポーツ施設 | ○総合体育館 | | |

| 大分類 | 中分類 | 主要施設名 | 現状や課題に関する基本認識 | 管理に関する基本方針 |
|---------|---------|---|--|---|
| 上水道施設 | 上水道施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○上下水道局庁舎 ○防鹿水源地送水ポンプ室 ○防鹿水源地取水ポンプ室 ○防鹿水源地管理室 ○玖波配水池ポンプ室 ○玖波配水池電気室, 減菌室 ○湯舟ポンプ室 ○油見加圧ポンプ室 ○三ツ石加圧ポンプ室 ○誠和団地ポンプ室 ○亀居団地ポンプ室 ○玖波ポンプ場 ○大迫ポンプ場 ○松ヶ原低区ポンプ場 | ○防鹿水源地施設は昭和 44 年の整備で老朽化が進んでいます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○大規模改修や建替えの計画にあたっては, 将来的な需要の変化を見越して, 規模や構造などを検討することで工事費, 改修費, 解体費などのライフサイクルコストを縮減します。 ○中長期的修繕計画を策定し財政負担を平準化します。 ○定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理を行い, 計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 |
| 工業用水道施設 | 工業用水道施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○防鹿水源地ポンプ室 ○防鹿水源地操作室 ○旧 2 期工業用取水施設 ○御園ポンプ場 ○御園計器室 ○加圧ポンプ室 (日本製紙内) ○量水器上屋 (ダイセル化学内) ○防鹿公舎 | ○旧 2 期工業用水道施設を除き老朽化が進んでいます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○大規模改修や建替えの計画にあたっては, 将来的な需要の変化を見越して, 規模や構造などを検討することで工事費, 改修費, 解体費などのライフサイクルコストを縮減します。 ○中長期的修繕計画を策定し財政負担を平準化します。 ○定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理を行い, 計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 |
| 下水道施設 | 下水道施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○小島汚水中継分流ポンプ場 ○小島汚水中継合流ポンプ場 ○小島雨水排水ポンプ場 ○下水処理場 ○小方ポンプ場 ○玖波第 1 ポンプ場 ○玖波第 2 ポンプ場 ○阿多田浄化センター処理棟 ○栗谷浄化センター | ○市が所有する下水処理場の汚泥処理棟 (土木, 建築, 建築機械設備, 建築電気設備) においてストックマネジメントの考え方を導入し, 施設の長寿命化と耐震補強並びに維持管理や更新に要する費用の平準化等による中長期的な管理経費の抑制を図るため, 平成 25 年度に予防保全型の施設管理を基本とした下水道長寿命化計画を策定しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ○大規模改修や建替えの計画にあたっては, 将来的な需要の変化を見越して, 規模や構造などを検討することで工事費, 改修費, 解体費などのライフサイクルコストを縮減します。 ○中長期的修繕計画を策定し財政負担の平準化を図ります。 ○定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理に努めるとともに, 計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 |

| 大分類 | 中分類 | 主要施設名 | 現状や課題に関する基本認識 | 管理に関する基本方針 |
|-----|-----|---|---|---|
| その他 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○旧公害監視センター ○栗谷児童館 ○旧市民プール簡易事務所 ○旧小方公民館 ○旧穂仁原小学校 ○旧阿多田小学校体育館 ○旧小方中学校体育館 ○旧栗谷中学校 ○旧阿多田小教員住宅 ○旧ルネス学園 ○旧松ヶ原小学校 ○本町保育所分園木野保育所 ○ヘルスロード便所棟 | <ul style="list-style-type: none"> ○利用を休止した施設，本来の目的で使用していない施設，普通財産，他の分類に属さないものをその他施設としています。 ○小方公民館は平成 28 年 9 月末に閉館しました。体育館部分は国に収用され，その他部分については（仮称）地域福祉会館として整備します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○普通財産については，売却処分など有効活用を図ります。 ○危険性があり，今後維持していくことが難しい施設は，市民の安全確保の観点から，早期の利用中止などの措置を適切にとります。 |

(2) インフラ施設

| 大分類 | 中分類 | 主要施設名 | 現状や課題に関する基本認識 | 管理に関する基本方針 |
|-------------|------------------|---|---|--|
| 道路・ 橋りょう | 道路 | ○道路 ○農道 ○林道 | ○老朽化し機能低下した箇所も多く、日常生活や経済活動などに大きな影響を及ぼす施設であることから、利用者の安全・円滑な通行確保と効率的な維持管理が重要な課題です。 | ○点検などにより機能低下が認められた道路は、費用面や利用状況、優先度などを踏まえて、安全対策を検討します。 ○軽微な補修については、事後保全型の維持管理を行います。 |
| | 橋りょう | ○橋りょう | ○平成 24 年度に策定した「大竹市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検を実施しています。 ○定期点検の結果、損傷が大きく、このまま放っておくと、構造上の問題が生じる恐れが懸念され、早急な対応の必要がある「早期措置段階」の橋りょうが多くあり、今後多額の修繕費用がかかる見込みです。 ○本市が管理する橋りょうは昭和 35 年から昭和 50 年にその多くが建設されており、近い将来、一斉に更新時を迎えることが予想されます。 | ○従来の壊れてから直す事後保全型で補修をした場合、一度に大規模な補修費や架替え費用が必要になり、対応ができなくなる恐れがあります。そのため、損傷が小さいうちから計画的に行う予防保全型で維持管理することで、長寿命化並びに補修費用を縮減します。 ○長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストが縮減でき、しかも年度毎の維持管理費用を平準化させることで、財政に集中的な負担をかけません。 |
| | トンネル | ○玖波隧道 | ○県内で初めての隧道として明治 12 年に建設されたもので、昭和 11 年に拡張整備されています。 ○老朽化が進んでおり、利用者の安全・円滑な通行確保と計画的な維持管理が重要な課題です。 | ○点検などにより危険性が認められた場合は、直ちに修繕工事を実施します。 ○定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理を行い、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 |
| 河川 | 河川 | ○準用河川 ○普通河川 ○樋門など | ○近年増加する集中豪雨などにより、施設の稼働頻度は増加しており、老朽化し機能低下した箇所も多いことから、計画的な維持管理による機能保全を行う必要があります。 | ○定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理を行い、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 ○計画的に河川・水路の土砂浚渫、樹木撤去を行います。 |
| 砂防 | 急傾斜地崩壊防 止対策施設 | ○擁壁 ○法枠など | ○施設の老朽化が進んでおり、計画的な維持管理による機能保全を行う必要があります。 ○新たに土砂災害特別警戒区域に指定された場合、施設の新設が必要となるため、新設及び更新費用の増加が課題となります。 | ○定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理を行い、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 |
| 公園 | 公園 | ○都市公園など | ○公園を安心して利用できるようにするため、平成 26 年 6 月に大竹市公園施設長寿命化計画を策定しています。 | ○遊具については、計画的に消耗部材の交換や塗装などの修繕を行い、劣化・損傷による事故を防ぎ、施設の長寿命化を図ります。 ○照明柱(及び引込み柱)は全て予防保全施設として維持管理を行い、劣化・損傷による事故を防ぎ、施設の長寿命化を図ります。 ○その他の施設は、安全点検などにより異常の有無を確認し、迅速な安全対策や損傷の拡大予防により、施設の長寿命化を図ります。 |
| 漁港 | 漁港 | ○物揚場 ○防波堤 ○防砂堤 ○護岸 ○胸壁 ○浮棧橋 ○船揚場など | ○平成 26 年 4 月に玖波漁港及び阿多田漁港の管理者が広島県から大竹市に変更となり、漁港施設が大竹市に譲渡されました。 ○平成 23 年 3 月に広島県が策定した「水産物供給基盤機能保全事業基本計画」に基づき、漁港施設の点検を実施しています。 ○外郭施設や係留施設等には老朽化が見受けられ、機能の低下が懸念されます。 | ○日常の目視点検や定期的な詳細調査により、老朽化による施設の機能低下が予想される場合は、ライフサイクルコストを考慮した対策工法を検討し、施設の長寿命化を図ります。 |

| 大分類 | 中分類 | 主要施設名 | 現状や課題に関する基本認識 | 管理に関する基本方針 |
|-------|-------|---------|---|--|
| 上水道 | 上水道 | ○上水道管 | ○昭和 30 年代～50 年代にかけて多くが整備され，耐用年数（40 年）を超える施設が多くなっており，今後，維持管理，更新に費用がかかることが予想されます。 | ○管路については，漏水調査や安全点検などの結果に基づき，補修，更新計画を策定します。 ○管路の更新にあたっては，耐震性及び耐久性を有する管種を使用しライフサイクルコストの縮減を図ります。 |
| 工業用水道 | 工業用水道 | ○工業用水道管 | ○昭和 39 年度から整備されましたが，このうち昭和 39 年度から昭和 49 年度までに整備されたものは，すでに耐用年数（40 年）を超えています。 | ○管路については，漏水調査や安全点検などの結果に基づき，補修，更新計画を策定します。 ○管路の更新にあたっては，耐震性及び耐久性を有する管種を使用しライフサイクルコストの縮減を図ります。 |
| 下水道 | 下水道 | ○下水道管 | ○昭和 40 年代から整備が始まり，昭和 50 年前後に多くの整備が進んだことから，今後それらが耐用年数を迎え，短期間に更新の費用がかかることが予想されます。 | ○管路については，漏水調査や安全点検などの結果に基づき，補修，更新計画を策定します。 ○管路の更新にあたっては，耐震性及び耐久性を有する管種を使用しライフサイクルコストの縮減を図ります。 |

5 公共施設等のマネジメント

(1) 推進体制

1) 全庁的な取組み体制の構築

総務部企画財政課が公共施設等マネジメント^{xii}を推進するうえでの進行管理役を担い、計画の趣旨を周知するとともに、公共施設等を所管する各部署が本計画を踏まえて、個別の施設計画や長寿命化計画に沿って、着実に実現していきます。

本計画の着実な実施や進捗管理にあたっては、庁内での組織横断的な組織である行財政システム改善推進本部において、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化、修繕及び点検診断などの実施における総合調整など公共施設等マネジメントについて全庁的な調整・協議を行うとともに、計画の改訂や目標の見直しを行います。

また、公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費は、中期的な財政推計を基に、全体の予算編成を踏まえその確保に努めるとともに、今後の公共施設等マネジメントによる事業の優先度の判断に応じた予算編成及び予算配分の仕組みについて検討します。

2) 広域的な連携

効率的かつ効果的に公共サービスを提供するため、市単独で全ての施設を整備するという考え方から脱却し、国や県、近隣自治体と相互利用するなどの広域的連携を検討します。

3) 財政との連携

本計画は、財政的な検証とその措置があってはじめて実効性を持ちます。計画の実効性を高めるため、優先度を判断するなど、全体の予算編成を踏まえながら総合的かつ効率的な予算配分の仕組みづくりについて検討していきます。

また、予防保全である長寿命化など公共施設等マネジメントの手法を積極的に取り入れ、財源の確保に努めるとともに、基金の設置、運用などを検討していきます。

4) 職員のマネジメント意識の共有

公共施設等マネジメントを推進するためには、職員一人ひとりが、本計画の意義や必要性を理解し、共通認識をもって公共施設等マネジメントに取り組み、市民サービス向上やコスト縮減のために創意工夫を行うことが重要です。

そのため、担当職員の専門的技術研修や全職員を対象とした研修会などを通じて啓発し、公共施設等マネジメントのあり方やコスト意識の向上を図ります。

^{xii}公共施設等マネジメント…市が所有する土地、建物などの資産を、重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やライフサイクルコストを分析し、最適な保有量の検討、維持管理の効率化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。

(2) 計画の進行管理

計画は、本市の公共施設等を管理していくうえでの基本方針となり、個別施設計画は、これに基づいて策定していきます。

平成 28 年度から平成 57 年度までの、30 年間にわたる計画となります。進行管理を確実にを行うため、総務部企画財政課で施設を管理する部署と連携をとりながら、利用状況や耐震化の状況などの施設情報の一元管理を進めます。

また、地方公会計により減価償却費などを含む施設の総コストや資産額を把握し、適切な資産管理への活用を行います。

(3) 情報の管理・共有

計画の趣旨や内容について、活用状況に関する情報をはじめ取組の成果などを、市議会や市民に積極的に提供し、情報共有したうえで、公共施設に関する問題意識を共有します。

また、公共施設の統廃合や有効活用について、指定管理者や施設利用団体など、市民から意見を聴取し、方向性の協議・調整を行います。

今後の個別施設計画の策定においては、市民に身近な各支所や施設管理部署が中心となって意見を聴取し、より現実的で幅広い意見を反映させます。

(4) フォローアップの実施方針

計画の進捗状況等について継続的に評価を実施し、必要に応じて計画を改訂します。公共施設等の適正配置の検討にあたっては、市議会や市民に随時情報提供を行い、認識の共有化を図ります。

参考資料

更新費用の推計条件については、総務省の更新費用試算ソフトを参考に次のとおり設定しています。

1 公共施設

- 公共施設の分類ごとに、大規模改修、建替えについて、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積にそれぞれの更新単価を乗じて試算
- 更新年数：大規模改修 30 年，建替え 60 年
- 更新単価

| 大分類 | 中分類 | 大規模改修単価 | 建替え単価 |
|---------|------------|---------|---------|
| 行政施設 | 庁舎 | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| | 消防施設 | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| 自治振興施設 | 集会施設 | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| | その他自治振興施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| 医療・福祉施設 | 社会福祉施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| | 高齢者福祉施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| | 児童福祉施設 | 17 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| | 医療施設 | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| 環境衛生施設 | 斎場 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| | ごみ処理施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| | し尿処理施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| | 不燃物処理資源化施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| | その他環境衛生施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| 産業振興施設 | 産業施設 | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| | 観光施設 | 17 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| 公園 | 公園施設 | 17 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| 市営住宅 | 市営住宅 | 17 万円/㎡ | 28 万円/㎡ |
| 学校教育施設 | 学校 | 17 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| | その他教育施設 | 17 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| 生涯学習施設 | 社会教育施設 | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| | スポーツ施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| 上下水道施設 | 上水道施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| | 工業用水道施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| | 下水道施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| その他 | その他 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |

2 道路

- 保有面積を更新年数で割ったものを1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じて試算
- 更新年数：15年
- 更新単価

| | 更新単価 |
|----------|------------------------|
| 道路・農道・林道 | 4,700 円/m ² |

3 橋りょう

- 更新年数経過後に現在と同じ延べ面積で更新すると仮定し、年度別・構造別面積に更新単価を乗じて試算
- 更新年数：60年
- 更新単価

| | 橋種 | 更新単価 |
|------|------------|-----------------------|
| 橋りょう | PC橋/RC橋/鋼橋 | 249 千円/m ² |
| | ボックスカルバート橋 | 146 千円/m ² |
| | 石橋 | 120 千円/m ² |
| | 木橋 | 60 千円/m ² |

4 河川

- 普通建設事業費の直近5年平均実績額を毎年度計上

5 砂防

- 普通建設事業費の直近5年平均実績額を毎年度計上

6 公園

- 1年あたりの公園長寿命化計画事業費で試算

7 漁港

- 各施設の耐用年数経過後に現在と同じ規模で更新すると仮定して、固定資産台帳上の更新費用を用いて試算

8 上水道・工業用水道・下水道

- 更新年数経過後に現在と同じ規模で更新すると仮定し、年度別・管径別延長に更新単価を乗じて試算
- 更新年数：上水道 40 年 工業用水道 40 年 下水道 50 年
- 更新単価

| | 分類 | 管径 | 更新単価 |
|----------|----------|------------------|----------|
| 上水道 | 送水管/送配水管 | 300mm 未満 | 100 千円/m |
| | | 300～500mm 未満 | 114 千円/m |
| | | 500～1,000mm 未満 | 161 千円/m |
| | | 1,000～1,500mm 未満 | 345 千円/m |
| | 配水管 | 150mm 以下 | 97 千円/m |
| | | 200mm 以下 | 100 千円/m |
| | | 250mm 以下 | 103 千円/m |
| | | 300mm 以下 | 106 千円/m |
| | | 350mm 以下 | 111 千円/m |
| | | 400mm 以下 | 116 千円/m |
| | | 450mm 以下 | 121 千円/m |
| | | 500mm 以下 | 128 千円/m |
| 700mm 以下 | 158 千円/m | | |

| | 分類 | 管径 | 更新単価 |
|----------|----------|------------------|----------|
| 工業用水道 | 導水管/送水管 | 300mm 未満 | 100 千円/m |
| | | 300～500mm 未満 | 114 千円/m |
| | | 500～1,000mm 未満 | 161 千円/m |
| | | 1,000～1,500mm 未満 | 345 千円/m |
| | 配水管 | 150mm 以下 | 97 千円/m |
| | | 200mm 以下 | 100 千円/m |
| | | 250mm 以下 | 103 千円/m |
| | | 300mm 以下 | 106 千円/m |
| | | 350mm 以下 | 111 千円/m |
| | | 400mm 以下 | 116 千円/m |
| | | 450mm 以下 | 121 千円/m |
| | | 500mm 以下 | 128 千円/m |
| 700mm 以下 | 158 千円/m | | |

| | 管 径 | 更新単価 |
|-----|------------------|------------|
| 下水道 | 250mm 以下 | 61 千円/m |
| | 251mm～500mm 以下 | 116 千円/m |
| | 501～1,000mm 以下 | 295 千円/m |
| | 1,001～2,000mm 以下 | 749 千円/m |
| | 2,001～3,000mm 以下 | 1,690 千円/m |